

# 第 I 部 各国・地域別政策・措置

## 第1章 米 国

<b>内国民待遇</b>	
(1) 港湾維持税（港湾使用料） .....	5
(2) 1920年商船法（ジョーンズ法） .....	6
<b>数量制限</b>	
(1) 丸太の輸出規制 .....	7
(2) 輸出管理制度 .....	8
(3) 再輸出管理制度 .....	8
<b>関税</b>	
(1) 高関税品目等 .....	9
(2) 時計の関税算定方法 .....	9
(3) 特惠関税制度 .....	10
<b>アンチ・ダンピング</b>	
(1) ダンピング認定上の諸問題 .....	11
(2) 損害認定上の問題点 .....	12
(3) 課税対象範囲 .....	13
(4) ゼロイング .....	13
(5) 米国1916年アンチ・ダンピング法（DS 162） .....	14
(6) 日本製熱延鋼板に対する米国のAD措置（DS 184） .....	16
(7) パード修正条項（2001年農業歳出法）（DS 217/DS 234） .....	19
(8) サンセット条項（米国の日本製表面処理鋼板AD措置 サンセット・レビュー）（DS 244） .....	21
<b>補助金・相殺措置</b>	
(1) 輸出企業優遇税制（ETI、旧FSC） .....	23
(2) 米国新農業法 .....	25
<b>セーフガード</b>	
(1) 一部鉄鋼製品に対するセーフガード措置 .....	29
<b>原産地規則</b>	
(1) 規則の概要及びその問題点 .....	32
(2) 個別事例 .....	33
<b>基準・認証制度</b>	
(1) 自動車ラベリング法 .....	34

(2) CAFE（企業平均燃費）規制	35
(3) メートル法（国際単位系）の採用について	36
<b>サービス貿易</b>	
(1) 業種横断的な規制	37
(2) 金融	38
(3) 電気通信	40
(4) 海運	41
(5) 建設	44
(6) 自由職業サービス（法務）	45
<b>知的財産保護制度</b>	
(1) 特許制度（ヒルマードクトリン）	45
(2) 商標制度（オムニバス法 211 条）	47
(3) 著作権制度	48
(4) 関税法 337 条	51
<b>政府調達</b>	
(1) マサチューセッツ州ミャンマー制裁法	52
<b>一方的措置</b>	54
1. 米国通商法 301 条関連	
(1) 1974 年通商法 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1301 条による修正後の手続）及びその他の関連条項	55
(2) スーパー 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1302 条によって追加された 1974 年通商法 310 条）	62
(3) スペシャル 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条）	63
(4) 電気通信条項（1988 年包括通商競争力法第 1371～1382 条、「1988 電気通信貿易法」）	64
(5) 政府調達制裁条項（タイトル VII）（1988 年包括通商競争力法第 7003 条によって修正された連邦バイ・アメリカン法）	65
(6) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項	67
2. その他	68
(1) ヘルムズ・バートン法（Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996）	68
(2) ミャンマー制裁法	70
(3) イラン・リビア制裁法（ILSA：Iran and Libya Sanctions Act of 1996）	70
<b>地域統合</b>	72

## 内国民待遇

### (1) 港湾維持税（港湾使用料）

米国は、水資源開発法（1986年 Public Law 99-662）及び関連修正により、米国内の港湾を利用する者（荷主）に対し、貨物（輸出入及び一部国内貨物）の0.125%（1990年までは0.04%）にあたる従価税を賦課する制度を1987年から実施している。

本制度においては、輸入品については、関税の徴収の際に徴収されているため捕捉率が高いが、輸出品及び国内貨物については、四半期毎に船主又は輸出者により自主的に納入されることとなっており、捕捉率が低い。また国内貨物については、①四半期当たり1万ドル以下の支払い、②アラスカ・ハワイその他の属領との交通、③魚類の荷揚げ、アラスカ原油等の一部の貨物、について免除が認められており、輸入品には免除は認められていない。また、同税から米国陸軍工兵隊（港湾、内陸水路等の浚渫を実施）に交付される年間の上限は5億ドルとされており、余剰額は1997年10月現在11億ドルに達していると発表された。

本制度は、WTO協定上、

- (a) 輸入品への従価税の形式をとっているため、関税譲許表に記されている以上の税を輸入に際して課していることになり、ガット第2条（関税譲許）に違反する可能性がある。
- (b) 捕捉率、免除の有無の点で、ガット第3条（内国民待遇）に違反する可能性がある。
- (c) 港湾等の維持の費用以上に手数料を徴収していると考えられ、ガット第8条（輸出入に関連する費用）に違反する可能性がある。

等の問題点がある。EUは、本制度について、1998年2月にガット第22条に基づく協議要請を行っており（我が国は第三国参加）、1998年3月及び6月に協議を行っているが、それ以降特段の動きはない。

米国内では、本制度につき、1998年3月に連邦最高裁判所が違憲判決を下

している。これを受けて、政府は 1998 年 4 月 25 日に輸出者に対する課税を中止したが、上記の問題点は解決されていない。

1999 年 5 月、米政府は、港湾維持税に代わる港湾使用料(Harbor Services Fee)の導入を盛り込んだ法案 HR 1947 を議会に提出したが、その後審議されず、廃案となった。これとは別に、2001 年度予算案の中で、港湾維持税を廃止し、港湾サービス利用料を新たに徴収する旨の提案がなされたが、下院を通過することなく廃案となっている。さらに、港湾維持税の廃止及び公的港湾・水路維持費用を一般予算から支出するための港湾投資プログラム支援 (Support for Harbor Investment Program: SHIP) 法案 HR 2737 が 2001 年 8 月に提出され、下院水資源・環境小委員会及び沿岸警備・海運小委員会に付託されている。

一方、2001 年 9 月に下院を通過した 2002 年度国防費歳出法案 HR 2586 は、外国企業による米国向け輸出（海運）における輸送船の選択を制限する米国籍船舶の優遇規定を盛り込んでおり、別法案を通過させた上院との間で上下両院協議会による協議が行われた。その後、同法案が承認・成立した際には、当該条項が削除されていたことから、本問題が顕在化することはなかったが、今後、同様の制度が提案されるようであれば、WTO 協定に整合的な制度とするよう、必要に応じて米国に申し入れる必要がある。

## (2) 1920 年商船法（ジョーンズ法）

米国は、本法により、米国内の旅客・貨物輸送を、米国民所有で、米国造船所で建造された、米国人船員の乗り組む船舶によってのみ認めている。これは、ガット第 3 条及び第 11 条に違反すると考えられるが、米国は、この措置を、1947 年のガットの暫定的適用に関する特則の下で合法的に維持してきた。さらに、ウルグアイ・ラウンド交渉時にも、同措置の維持を意図し、1994 年のガット・パラグラフ 3 にガット規定適用の免除の条項を置くことに成功した。

しかしながら、同時に、1994 年のガット・パラグラフ 3 では、協定の効力

発生の日の後5年以内に、及びその後は免除が効力のある間は2年ごとに、免除措置について、その必要性を生じさせた事情が引き続き存在するかしないか検討することとなっている。

本件については、1999年7月以来WTO一般理事会において検討が行われているが、米国は、国内法に変更がないことを理由に免除継続の必要性を主張している。一方、我が国を始め多くの国は、パラグラフ3によって生じる免除はガットの基本原則からの重大な逸脱であることにかんがみ、同措置の更新については制限的な態度で応じるべきとの立場であり、検討に当たっても安易に行われてはならないとの立場である。引き続き、米国の対応を注視する必要がある（海運サービスとの関係については、本章「サービス貿易」参照）。

## 数量制限

### (1) 丸太の輸出規制

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990年に発効した「Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990（1990年森林資源保全及び不足緩和法）」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、西経100度以西の連邦所有林・州有林からの丸太の輸出が全面的に禁止されている状態にある。

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置（ガット第20条(g)）等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めた第11条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中での丸太のみの輸出規制であるため、森林保護等の目的に必要な措置であるとは言えず、ガット11条に違反する可能性が極めて高い。

わが国は本件を含む各国の丸太輸出規制について、WTO新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループに問題提起を行っているところである。

## (2) 輸出管理制度

米国では、「国際緊急経済権限法」に基づき、外交政策上の理由がある場合及び国内での供給不足の場合には、一方的に農産物の輸出制限等の措置を発動することが可能となっており、同法に基づき発動された 1973 年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974、1975 年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。この制度は貿易歪曲的な効果を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

## (3) 再輸出管理制度

米国の再輸出管理制度では、日本からの輸出であっても、①米国原産品である場合、②米国原産品であるものを部分として用いている場合（組込品）、③米国原産品であるものをその製造の手段、ツールとして用いる場合（直接製品）には、輸出の際に米国政府の許可が必要とされる。こうした米国政府による規制は、輸出管理に関する各種国際合意を遵守している日本政府による輸出管理手続を経た輸出についても適用されている。

米国の再輸出管理については、米国の各種法規の中でも、従来から、非常に広範に、国際法上許容されない国内法の域外適用がなされるおそれがあるとされてきた。また、我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し、十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、再規制を課す事は不要である。さらに、当該再輸出管理制度は、十分な透明性が確保されていない等、運用上の問題も多く、日本を含む外国の産業界にとって過重な負担となっている。

このため、日本政府は、2002 年から開催されている日米規制改革及び競争政策イニシアティブの場において、わが国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、例外なく米国再輸出管理の適用除外とすることを求めるとともに、適用除外とされるまでの間、わが国輸出企業の負担を軽減する視点から、再

輸出管理の運用を改善するための措置として、①法律の細部まで理解できるような日本語のホームページを開設するとともに、在日米国大使館に輸出管理の専門家を配置し、相談窓口を設置すること、②わが国企業が規制の該非判定をするために十分な製品情報の提供を米国の輸出元が行うことを義務化すること、を求めた。

## 関税

### (1) 高関税品目等

ウルグアイ・ラウンド合意の実施後においても、毛織物（最高25%）、ガラス製品（最高38%）、陶磁器（最高28%）、トラック（25%）等の高関税品目が存在する。特にトラックについては、乗用車が2.5%であることに比べて非常に高く設定されているため、我が国としてもその引下げに強い関心を有している。

### (2) 時計の関税算定方法

時計完成品の関税は各部品毎に関税額を計算し、合計することとなっている。このため、関税算定が複雑であり、貿易手続が煩雑となっている。

例えば 腕時計については、(i)ムーブメント(ii)ケース（外装）(iii)ストラップ、バンド、ブレスレット(iv)バッテリー毎に計算し、合計することを規定している。つまり、完成品である腕時計を米国に輸出する際には、製品の特性からHS番号分類で8桁毎に分類し、その後、ムーブメント、ケース、バンド、電池の各部品毎にそれぞれ税額を計算し合計しなければならない。

このような関税率の設定自体は譲許表修正に係る手続を経て行われているものであり、WTOルールに違反するものではないが、貿易事業者に過度の負担を強いることとなっている。また、こうした部品毎に算定するシステム(component price break down system)は、国際的にも希であり、さらに、このシステムは機械式時計（現在世界中で作られている時計のうち、機械式

のものは 2% に満たない) が主流であるケースを前提としており、現在の時計産業の実態に適合していない。こうしたことから、時計の米国輸入の際の関税算定に当たり、時計について HS 6 桁ベースで分類し、各部品毎の関税額を合計して関税額を設定する方式を改め、完成品に対して一律の関税率を規定することを日米規制緩和対話の 2 年目及び 3 年目において要請したが、1999 年 3 月に発表された ITC (国際貿易委員会) の関税簡素化のための報告書においては、依然として、6 桁分類に統一されておらず、8 桁分類に依存し、サイズ分類、価格分割が残存しており、改善が十分ではない。

そこで、2002 年 11 月に開催された「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において、再度米国に対し改善要望をしたところである。

本件要望は、複雑な関税制度により我が国メーカーが生産する時計に対する関税が、金額割合でスイス時計に比して高額であるための要望であり、米国が我が国のように時計の輸入関税を撤廃すれば、本件問題は一気に解決することとなる。

### (3) 特恵関税制度

米国の特恵措置には、AGOA (アフリカ成長機会法)、CBTPA (カリブ特恵貿易法)、ATPA (アンデス特恵貿易法) に基づくものがあるが、これらは特定地域の途上国に限定された特恵措置であり、アジアなどの途上国が対象外となっており、1979 年の授権条項 (最恵国待遇に対する恒久的ウェーバー: Enabling Clause。同規定では、特恵は「一般的、非相互主義的かつ無差別」である必要があるとしている。)との関係では望ましいものとは言えない。なお、米国がこれら法律につきウェーバーを取得するか否かは未定である。

---

## アンチ・ダンピング

---

米国は、基本的に世界の主要市場の中でも最も開放的な市場の一つである一方、米国の通商制度には一方的・保護主義的な側面が見られる。AD 分野は

隠れた保護主義が見られる最大の分野の一つであり、これまで多くの国がその問題点を指摘してきた。米国の現行 AD 法では、これまで指摘されてきた問題の少なからぬ点について、ウルグアイ・ラウンド交渉で合意された AD 協定を踏まえた改善が行われている。しかし、文言上明らかな協定違反がないとしても、これまで濫用的な運用が慣行化していた点については、その運用が裁量の中で温存されるおそれがある。このため、運用が協定整合的に行われるか注視し、問題点があれば指摘していくことが重要である。

### (1) ダンピング認定上の諸問題

米国では過去、構成輸出価格については関連輸入者の第三者向け再販売価格から全販売経費を控除して算出する一方、国内価格については販売経費のうち当該販売に直接関係しない間接経費は米国内の関連会社の当該関連販売で発生している額を限度とした控除しか認めなかった（ESP オフセットと呼ばれている）ため、国内価格が相対的に割高に算出され、ダンピングが認定されやすいという問題があった。

ウルグアイ・ラウンド交渉を受けて改正された米国の現行 AD 法では、AD 協定第 2 条第 4 項（公正な価格比較）を受けて、正常価額について取引水準の差異に関する調整の規定が新設されたが、他方 ESP オフセットと同趣旨の調整である構成輸出価格（CEP）オフセットを行うことも規定されている。このため本規定の運用如何によっては、国内価格が相対的に高く算出されるおそれは依然として残っている。

また、構成輸出価格については、新たに関連輸入者の利潤が控除されることが AD 法に規定されている。しかし正常価額において利潤がどのように調整されるのか明記されておらず、運用によっては問題となり得る。

さらに、「関連者」の判断基準として米国法上は複数の考慮要因を規定しているが、実際の運用では、株式の保有率だけをもって判断している。これにより実質的には「関連者」と判断すべきでない場合まで「関連者」であると認定されるおそれがある。

最近のケースで見ると、日本製熱延鋼板に対する米国の AD 措置に関するパネル・上級委員会報告書においてダンピング認定に関して AD 協定違反とされた項目として、(ア)知り得た事実に基づくダンピング・マージン認定（ファクツ・アベイラブル）の適用、(イ)調査対象企業以外の企業に適用されるダンピング・マージンの算出方法、(ウ)関係者販売における通常の商取引の取扱いを挙げる事ができる。このうち(ウ)関係者販売における通常の商取引の取扱いについては、2002 年 11 月の規則改正により、「関係者販売における通常の商取引」を定義する基準が変更され、(ア)ファクツ・アベイラブルの適用とともに、日本製熱延鋼板に係る AD 税率の見直しが行われた。

(イ)の調査対象企業以外の企業のダンピング・マージンの算出方法やこれら以外については早急に改正を図る必要がある。(詳細は(6)日本製熱延鋼板に対する米国の AD 措置 (DS 184) 参照。)

## (2) 損害認定上の問題点

AD 協定上、損害の累積(損害認定にあたり、複数の国からのダンピング輸出による影響を累積的に評価すること)のうち、ダンピング輸出と補助金付き輸出の間の累積(クロススキュミレーション)については規定がない。しかし、米国はクロススキュミレーションを当然行うとしており、もし米国が実際そのような運用を行った場合、他の要因による損害をダンピング輸入に帰してはならないと規定する AD 協定との整合性に疑義がある。

また、米国の現行 AD 法では、損害の有無を認定するために調査対象となる輸入品の市場シェアを算定する場合、一定の要件下で分母に算入される国内生産量から米国産業の自社内消費分を控除することとしているため、輸入シェアの変化が大きめに算出されやすい。他方、分子となる輸入量からも国内生産と競合しない輸入品(輸入当事者が消費してしまう産品等)を控除することで、調整が双方向で行われるため問題にはならないとの理解に立っているようである。しかし、業種によっては二つの調整の度合いが結果として著しく均衡を欠くことが予想されることに加え、最近の日本製熱延鋼板に対

する米国のAD措置に関するパネル・上級委員会報告書においては、本件のような取扱い（次工程向け製品の取扱い）はAD協定違反とされている。更に同ケースにおいては、損害及び因果関係の分析についても協定違反とされており、これらについても早急な是正を図る必要がある。（詳細は(6)日本製熱延鋼板に対する米国のAD措置（DS 184）参照。）

### (3) 課税対象範囲

課税対象範囲については、AD調査当局の裁量に任される部分が大きく、問題が起こりやすい（第II部「アンチ・ダンピング」1.(4)③参照）。具体的には、半導体などでAD税が賦課されていた従来品に加え、後発開発品についてもAD税賦課のスコープに入るとして課税の対象になっていたが、これは後発開発製品への恣意的な拡大適用として問題とされていた。このような対象製品のスコープの認定については慎重に行うべきであり、また、不当に拡大すべきではないと考えられる。仮に後発開発製品について拡大適用するのであれば、再度オリジナル調査を行うべきであろう。

### (4) ゼロイング

米国（EUも同様）では、調査対象製品をいくつかのタイプに分類し、その際、あるタイプの製品について輸出価格が国内価格より高い場合、この差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた（図表・米-1参照）が、2001年3月にWTO紛争解決機関会合で採択されたEUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置の上級委員会報告書において輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均でダンピング・マージンを算出する際にゼロイング手法を用いることの不当性が認められている。

「ゼロイング」は非ダンピング取引を実質的に無視する不公平な計算方法であるため、当該手法によって不当にダンピング・マージンが創造されることのないよう今後の運用を注視することが必要である。

<図表・米-1> 不公正な価格比較の事例

	国内価格(\$)	輸出価格(\$)	製品毎のダンピング・マージン
製品 A	115	95	20
製品 B	80	70	10
製品 C	100	150	-50(これをゼロとみなして計算)
製品 D	105	85	20

(販売量については計算の都合上すべて「1単位」として計算)

(注)・ゼロイングを使用しない場合、ダンピング・マージン(DM)は次のようになる。

$$DM = \frac{20 + 10 - 50 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 0\%$$

とダンピング・マージンが発生していないにもかかわらず、ゼロイングを行ったために

$$DM = \frac{20 + 10 + 0 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 12.5\%$$

人為的にマージンが創出されてしまう。

(5) 米国 1916 年アンチ・ダンピング法 (DS 162)

1916年歳入法第72条には、米国内産業に被害を与える意図を持ってダンピング輸入又は販売した者に対して罰金や懲役を科し、更にダンピングの被害者に被害額の3倍の損害賠償を認める旨が規定されている。(この規定は通称「1916年AD法」と呼ばれている。)

1998年11月、米国の鉄鋼メーカーであるホイーリングピッツバーグ(WP)社は日系商社3社を含む9社を相手取り、米国鉄鋼産業及び同社に対し損害を与える意図をもってダンピング行為を行ったとして、1916年AD法に基づきオハイオ州連邦地裁に民事損害賠償及び輸入差止を提訴した。(本件は、その後、1999年にWP社が、損害賠償請求についての提訴を取り下げ、また、2000年に連邦第六巡回控訴裁が、WP社の販売差し止め請求を棄却したことにより、終了した。)

同法はダンピングに対する救済措置がガットで認められたAD税ではな

く、刑事罰や罰金刑である点、調査開始に際して AD 協定に整合的な手続を行っていない点などが WTO 協定違反であるとして、我が国は 1999 年 2 月に WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した。1999 年 7 月にはパネル設置が決定され、2000 年 5 月にパネル報告書が全加盟国に配布された。同様に、EU も同法が WTO 協定違反であるとして 1998 年 6 月に米国との二国間協議を要請し、1999 年 2 月のパネル設置を経て、2000 年 3 月にパネル報告書が全加盟国に配布された。

双方のパネル報告書とも、日本・EU の主張をほぼ全面的に認め、米国に対し 1916 年 AD 法を WTO 協定と整合させるよう勧告し、その方策の一つとして同法の廃止を提案した。

米国は、パネル報告書の内容を不服として、2000 年 5 月に日本・EU 双方のケースについて上級委員会に上訴したが、上級委員会は日本・EU 双方のケースにつき、パネル報告書の認定を支持し、同年 8 月に米国に 1916 年 AD 法を WTO 協定と整合させることを勧告する内容の上級委員会報告書が全加盟国に配布され、同年 9 月に採択された。

パネル・上級委員会勧告の実施期限(RPT)については、当初 2001 年 7 月 26 日までと定められたが、期限内の勧告実施は困難であることから当事国間で協議した結果、2001 年 12 月末まで延長されることとなった。しかしながら、延長後の期限到来後も勧告の実施が行われなかったため、2002 年 1 月、日本および EU は、対抗措置（いわゆるミラーアクト（日本の対抗措置は、「1916 年 AD 法に”similar”な措置」を米国からの輸入に対してのみ適用するというもの）の承認をそれぞれ紛争解決機関に申請し、これらに対し米国は、対抗措置のレベルに関する仲裁を申し立てた。同年 3 月に、日・米および EU・米はそれぞれ仲裁手続を合意によって停止したが、7 月以降は、いずれの当事国も単独でこの停止された仲裁の再開を要求する権利を有している。

他方、米国議会においては、① 2001 年 12 月に議会に対して既提訴案件の停止を含む廃止法案が下院司法委員会に提出され（提案者：下院トーマス議員（共和党・カリフォルニア州選出））、② 2002 年 4 月に既提訴案件の停止を

含む廃止法案が上院金融委員会に提出され（提案者：上院レイヒ議員（民主党・バーモント州選出））、また、③ 2002 年 6 月に、既提訴案件の停止を含まない廃止法案が下院司法委員会に提出された（提案者：下院ハイド議員（共和党・イリノイ州選出））。しかし、いずれも可決に至らず、10 月 18 日に議会会期が終了し、いずれの廃止法案も廃案となった。今期会期において廃止法が可決される見通しは現在のところ立っていない。

またこの間、2000 年から 2002 年にかけて、日本企業 2 社および欧州企業数社に対し 1916 年 AD 法に基づく訴えが提起されているなど、依然として同法の存在が企業活動に悪影響を及ぼしていることから、米国政府に対して引き続き同法の廃止を要求するとともに、その対応ぶりを注視していく必要がある。

#### (6) 日本製熱延鋼板に対する米国の AD 措置 (DS 184)

本件は、米国による日本製熱延鋼板に対する AD 調査におけるダンピング・マージンの算出方法、AD 税の遡及賦課である「緊急事態」の認定方法、損害及び因果関係の認定方法、不公正な調査手続はガット及び AD 協定に違反するとして、我が国が WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議要請を行ったものである。

2000 年 1 月に米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年 3 月にパネルを設置（ブラジル、カナダ、チリ、EU 及び韓国が第三国参加）。2001 年 2 月にパネル報告書が全加盟国に配布された。

パネル報告書では、一部について日本の主張が認められたものの、一部については退けられた。このため、日米両国ともパネル報告書の内容を不服として、同年 4 月に上級委員会に上訴し（韓国、EU、カナダ、ブラジル、チリが第三国参加）、同年 7 月に日本の主張が概ね認められた内容の上級委員会報告書が配布され、同年 8 月の紛争解決機関 (DSB) 会合において採択された。主な論点（日本の主張）並びにパネル及び上級委員会報告書の内容は以下のとおり。

ダンピング・マージン算出において、米国商務省が調査対象企業3社に対して「知り得た事実に基づく認定(ファクツ・アベイラブル)」を不当に適用し、高率のダンピング・マージンを課したことはAD協定第6条第8項及び付属書IIに違反。

パネル報告「日本の主張支持」→米国上訴→上級委員会報告「日本の主張支持」

米国商務省が調査対象企業以外の者に適用されるダンピング・マージン(all others rate)を算出する際、「知り得た事実に基づく認定」を含めたことはAD協定第9条第4項違反、第18条第4項等に違反。

パネル報告「日本の主張支持」→米国上訴→上級委員会報告「日本の主張支持」

国内価格(正常価額)の算出において、米国商務省が恣意的に設定した基準を基に算定した日本国内における関連者間取引を「通常の商取引」でないとして国内価格から除外してダンピング・マージンを計算したことはAD協定第2条第1項に違反。

パネル報告「日本の主張支持」→米国上訴→上級委員会報告「日本の主張支持」

米国商務省が、国内価格の算出から除外した価格の代わりに、非関連者向けに販売した価格を基に正常価額を算出することはAD協定第2条第1項に違反。

パネル報告「日本の主張支持」→米国上訴→上級委員会報告「日本の主張不  
支持」

米国商務省による「緊急事態」の暫定決定は、ダンピング・マージンの暫定決定が行われる以前に、主に提訴者が提供した情報に基づいてのみ判断が

なされたとともに、米国国際貿易委員会が「損害のおそれ」のみを認定している状況で行われており、米国商務省が「十分な証拠」及び「実質的な損害の認定」がないまま、「緊急事態」の暫定決定を行ったことは AD 協定違反。併せて、関連する米国 AD 法は AD 協定第 10 条に違反。

パネル報告「日本の主張不支持」→日本上訴せず

損害の認定に関して、輸入品の市場シェア及び米国鉄鋼産業の利益率の決定に関しては、次工程向け産品を除く市販向けの市場に「主として焦点を当てる(focus primarily)」方法で損害認定を行ったことは、産業全体について損害の認定を義務づける AD 協定第 3 条第 1 項及び同条第 4 項に違反。

パネル報告「日本の主張不支持」→日本上訴→上級委員会報告「日本の主張支持」

また、次工程向け産品を除く市販向け市場に「主として焦点を当てる(focus primarily)」ことを損害認定の際に義務づけている米国 AD 法は、産業全体についての損害の認定を義務づける AD 協定第 3 条及び第 4 条第 1 項に違反。パネル報告「日本の主張不支持」→日本上訴→上級委員会報告「日本の主張不支持」

ダンピングと損害の因果関係の認定に関し、ダンピング輸出をそれ以外の原因を分離せずに損害認定したことは、AD 協定第 3 条に違反。

パネル報告「日本の主張不支持」→日本上訴→上級委員会報告「判断せず（ただし、一般論としては相当な因果関係の必要性について日本の主張支持）」

米国商務省による AD 調査は、調査の迅速化や運用の変更など、従前の AD 調査に比し大幅に異なっており、法の公平かつ合理的方法による実施を定めるガット第 10 条第 3 項に違反。

パネル報告「日本の主張不支持」→日本上訴せず

－勧告－

- ① 調査対象企業以外の者に適用されるダンピング・マージン (all others rate) の算出方法を規定する米国 AD 法の改正
- ② 国内価格 (正常価額) の算出の際の日本国内における関連者間取引を「通常の商取引」でないとして除外する恣意的な基準の廃止
- ③ 米国商務省による協定整合的なダンピング・マージンの再計算
- ④ 米国国際貿易委員会による AD 協定整合的な損害の再認定

パネル・上級委員会勧告の妥当な実施期間 (RPT) については、2002 年 2 月 DSB による仲裁によって上級委員会報告書採択から 15 か月 (2002 年 11 月 23 日まで) と定められた。しかし、米国はこの RPT 内に、上記②及び③については規則改正及び再計算を行ったものの、①及び④については全く履行しなかった。米国は残りの勧告を実施するために RPT を延長したい旨我が国に要請、我が国もその要請を了承し、RPT は「米国第 108 議会第 1 セッションの終了時又は 2003 年末のいずれか早い時期まで」に延長された。今後、米国が勧告内容に沿った実施を行うよう監視し、さらに強く働きかけて行く必要がある。

#### (7) バード修正条項 (2001 年農業歳出法) (DS 217/DS 234)

2000 年 10 月、米国議会において、徴収した AD 税及び相殺関税による収入を AD 税及び相殺関税の賦課申請を行うか、またはその申請を支持した米国内の企業に分配することを目的として 1930 年関税法の一部を修正することを規定した条項 (提案者 R. バード上院議員の名を冠して通称「バード修正条項」と呼ばれる。) が盛り込まれた 2001 年農業歳出法案が可決され、大統領署名によって正式に発効した。

2000 年 12 月、日本、EU、オーストラリア、韓国、ブラジル、インド、タイ、インドネシア、チリの 9 か国・地域は、バード修正条項が WTO 協定に違反するとして、WTO 紛争解決手続に基づく対米協議を共同で要請し、同様

に、2001年6月カナダ、メキシコが対米協議を要請したが、いずれも解決に至らず、2001年8月および9月にそれぞれパネルが設置され、これらは単一パネルとして審議されることとなった。2002年9月に発出されたパネル報告では、以下の理由により、バード修正条項がWTO協定に違反すると判断し、さらに最も適切かつ効果的な是正措置としてバード修正条項の廃止を提案した。第一に、AD／補助金協定では、同協定及びガットに合致する「ダンピング輸出／補助金に対する措置」(specific action against dumping/subsidy)とは、確定AD税／相殺関税、暫定措置及び価格約束の3つのみをいうと解されているところ、バード修正条項上採られる措置は、その要件から見て、「ダンピング輸出／補助金に対する措置」に該当するが、協定で許容される3つの措置にはあたらないので、バード修正条項自体が両協定違反である(AD協定第18条第1項／補助金協定第32条第1項等)。第二に、AD／補助金協定は、国内生産者の過半数が提訴を支持していることを調査開始の要件としているところ、バード修正条項は、当該提訴を支持した国内生産者のみに将来徴収したAD税・相殺関税を分配することから、国内生産者が提訴を支持するよう事実上余儀なくさせるものであり、かかる要件の意義を無にするものであって両協定違反である(AD協定第5条第4項／補助金協定第11条第4項等)。

2002年10月には米国が上訴し、2003年1月、上級委員会は、上記第二の論点に関して、協定は国内生産者による支持の動機まで調査することは要求していないとして、協定違反としたパネルの判断は覆したものの、第一の論点に関してはパネルの判断を支持し、徴収したAD税及び相殺関税を分配するバード修正条項は両協定違反であるとする報告書を全加盟国へ配布し、1月27日紛争解決機関にて採択された。同報告書では、バード修正条項を協定に整合的なものとするよう是正を勧告しており、速やかな勧告内容の履行が望まれる。

### (8) サンセット条項(米国の日本製表面処理鋼板 AD 措置サンセット・レビュー) (DS 244)

米国の旧 AD 法には、サンセット条項(AD 課税が一定期間経過後に、自動的に失効する旨を定めた規定)がなかった。このため AD 賦課命令の継続期間が長期にわたるケースが極めて多かった。

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、AD 協定には新たにサンセット条項が明文化され(第 11 条第 3 項)、AD 課税はダンピング・損害双方についての見直しで肯定的結果があった場合を除き、5 年間で自動失効することとされている。これに基づき、米国の現行 AD 法にも新たにサンセット条項が盛り込まれ、1998 年 7 月以降見直し(サンセット・レビュー)が行われているが、対象となった対日 AD 措置 47 件のうち、30 件が撤廃された(図表・米-2)。

AD 措置に対するサンセット・レビューの導入はウルグアイ・ラウンド交渉の成果の一つであるが、米国のサンセット条項は原則継続・例外撤廃となっており、原則 5 年失効・例外継続という AD 協定に不整合な規定となっている。また見直しにおける措置撤回基準を不当に高く設定するなどの点についても、AD 協定と不整合である。

このため、米国の日本製表面処理鋼板 AD 措置サンセット・レビューに関して、我が国は、2002 年 1 月米国に対し WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議要請を行い、同年 3 月に米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年 5 月にパネルが設置(ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加)され、現在パネルにて審理中となっている。本パネルでの我が国の主な主張は以下のとおり。

#### ① 証拠不十分でのサンセット・レビュー手続きの自動開始

米国は、一切の証拠なしに、政府が自動的にサンセット・レビューを開始しており、十分な証拠を必要とする AD 協定第 5 条第 6 項、第 11 条第 3 項等に違反。

#### ② 不当に高い AD 措置撤回基準

米国は、AD 課税後に、その製品の輸入が課税以前より増加している場合など極端な場合以外は輸出者のダンピング行為の継続がありうると推定しており、輸出者側の反証は極めて困難であり、またダンピング行為の継続・非継続の立証責任を輸出者側に転換しており、原則撤廃を規定する AD 協定第 11 条第 3 項に違反。

③ 不適切なダンピング・マージンによるダンピングの認定

米国は、サンセット・レビューにおいて、デ・ミニマス規定（無視しうるダンピング・マージン）の通常 2% 基準を適用せず AD 協定第 5 条第 8 項、第 11 条第 3 項違反。また現状を何ら考慮せず、またマイナス・マージンをゼロに置き換えて不当に高く算定する「ゼロイング」方式を基礎として算定された過去のダンピング・マージンに依拠する等、輸出価格と国内価格の公正な比較を求める AD 協定第 2 条、第 11 条第 3 項等に違反。

④ 不適切な累積判断

米国は、サンセット・レビューにおいて、輸入量にかかわらず我が国からの輸入を他国からの輸入と累積して国内産業の損害を認定しており、累積できる場合の条件を規定する AD 協定第 3 条第 3 項、第 11 条第 3 項等に違反。

<図表・米-2> 確定 AD 税賦課命令（価格約束を含む）の取消・継続状況  
—対日賦課品目—

賦課年	～1990 年			1991～1995 年			1996 年～			
	自動 失効	SR 実施		自動 失効	SR 実施		自動 失効	SR 実施		
		撤廃	継続		撤廃	継続		撤廃	継続	未了
米国	—	22	13	—	4	6	—	4	1	10
EU	11	7	1	1	2	2	0	0	0	4

(2002 年 12 月末現在)

## 補助金・相殺措置

### (1) 輸出企業優遇税制 (ETI、旧 FSC)

米国は、米国内で生産した物を米国域外で販売またはリースを行う外国企業（外国販売会社(FSC: Foreign Sales Corporation)）が得る収入のうち、一定以上の米国産品を含む輸出収入の一定部分を所得税の課税対象から控除するとともに、米国の親会社がFSCから受け取る配当金についても所得税の対象から控除している。当該制度は、主に米国の親会社が海外領等に設けた子会社を通じて輸出活動を行う際に用いられており、EUは、1997年11月、当該輸出免税制度が本協定上禁止されている輸出補助金及び国内産品優先使用補助金に該当するとして、米国に対してWTO協定に基づく二国間協議を要請した。

その後、米国・EU間で3回にわたり協議がなされてきたが、問題の解決に至らず、1998年9月パネルが設置された。

本件に関して我が国は第三国として参加し、当該制度の本協定の違法性を指摘した。その後、1999年10月にパネル報告書が送付され、パネルはFSC制度の下における税控除は、本協定上の輸出補助金に該当するとして当該制度を2000年10月までに廃止することを勧告した。他方、国内産品優先使用補助金については、認定を行わなかった。これに対し、米は上級委員会に当該パネルの判断に対する再度申し立てを行う一方、EUは、国内産品優先使用補助金等の審査を申し立てる上訴を行った。我が国も、再度第三国として参加し、当該制度の違法性を指摘した。2000年2月、上級委はパネルの判断を支持した。かかる上級委判断を踏まえ、米国は2000年11月1日までにFSC制度を撤廃することを表明し、FSC廃止及び改正法案の審議を議会で開始。結果、11月17日、FSC廃止法案並びに改正法案（域外所得排除法、ETI (Extraterritorial Income Exclusion Act of 2000)）は大統領の署名を得て成立した。

米国は、ETIは、①商品（サービスを含む）が米国内で生産されることを

要件としていないことによって、税額控除対象の拡大が図られたため、輸出補助金に該当しない、②歳入法典を改正し、一定の条件を元に生産された商品（サービスを含む）を域外で販売、リースすることによって得られた所得にかかる税額控除を歳入法典から除外することとしたので、補助金協定上に定める補助金に該当しない旨を主張した。しかし、これに対し、EU は、ETI は、①未だ米国外での販売を条件付けていることから、輸出補助金に該当するとし、また、② 50 %以上の米国コンテンツを要件としていることから、国内産品優先補助金にも該当し、さらに、③ ETI は経過措置として、2000 年 11 月以降も当分の間、FSC を継続できるとしており、これは WTO で定められた 2000 年 11 月 1 日までに廃止するとの決定に違反するとして、引き続き WTO・補助金協定違反であると主張した。そのため、ETI の WTO 整合性を判断する判定パネルが設置（紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解（以下、「DSU」） 21.5 条に基づく）された。同時に、EU は米国製品に対する対抗措置候補リストを提出し、対抗措置発動に向けた準備を進めた。2001 年 8 月、判定パネルは、EU 及び我が国等の主張を全面的に認め、ETI は補助金協定、農業協定上禁止される輸出補助金に該当するとともにローカルコンテンツ要求はガット 3 条の内国民待遇違反であると決定した。しかし、10 月、米国は税額控除を受けるための方法が輸出に限定されないことから、必ずしも ETI と輸出は直接的な因果関係にあるのではないとして、ETI が輸出補助金に当たらないと反論、上級委員会に上訴した。2002 年 1 月、上級委はパネルの判断を支持し、ETI を WTO 違反とする最終判断を下した。

ETI をめぐる最大の論点の一つに、補助金協定と外国源泉所得に対する二重課税防止との関係をめぐる問題がある。米国は、ETI は外国源泉所得に対する二重課税防止を目的とした制度であり、かかる制度は補助金協定注 3（Footnote 59）上、認められていることから、禁止補助金である輸出補助金には該当しないと強く主張していた。これに対し、EU 及び我が国等は ETI は FSC を単に「化粧直し」したものに過ぎず、輸出補助金であることは明らかであること、また、ETI による税額控除の範囲は選択的であり、二重課税

防止を目的とした制度であるとの米国の主張は受入れ難いなど米国の主張に反論した。この問題は今後の補助金交渉においても、一つの大きな論点になるものと考えられる。

FSCによる恩恵は年間40億ドル超と主張するEUと米国の間で制裁金額について仲裁に付されていたところ、2002年8月EUの主張である約40億ドルの制裁金額を認める裁定が出た。EUは制裁措置を採るため対象製品リストを官報告示したが、実際に発動すればEU域内企業への影響も免れないことから米国議会のETI廃止動向を見つつ、制裁措置を発動するか否かを検討している模様である。

我が国は、EUが制裁措置を発動する際の在欧州日系企業への影響を最小限に押さえるため、2002年11月、日系企業の要望を調査し、影響のある製品については制裁措置の対象から除外するようEUへ要望を提出したところであるが、引き続き米国に対しETIの速やかな改廃を求めると共に、今後の動向を注視していく必要がある。

## (2) 米国新農業法

米国では、1930年代に価格支持融資制度が導入され、更に1973年に農家の再生産を可能とする目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が設けられた。1996年4月には、1996年農業法(適用期間：1996～2002年度の7年間)が成立したことにより、それまでの生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として、農家に対する直接固定支払制度が導入された。

しかし、1997年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、支出額の固定された現行の農家直接固定支払いのみでは対応しきれないことから、1998年度分から2001年度分まで計4回、総額273億ドルの緊急農家支援策が実施された。

1996年農業法が2002年9月に失効するため、これに代わる新たな農業法案が議会で検討され、2002年5月に2002年農業法が成立した(対象期間：

2002～2007 年度の 6 年間)。

### ① 国内助成

2002 年農業法では、基本的に 1996 年農業法の政策を踏襲しつつ、ここ数年の価格低迷に応じた農家への緊急農家支援策（追加支払い）に代わる仕組みとして新たに価格変動対応型支払いが導入されたが、新制度の導入により助成合計量（AMS）の増加が見込まれることについて、各国から懸念が表明された。新農業法には、農作物対策への総支出額が UR 農業合意の米国の約束水準を超えるおそれがある場合に、農務長官は支出額を調整する旨の規定があるが、支出される国内助成の額が約束水準を超えることがないよう、注視していく必要がある。

なお、米国自身が WTO 農業交渉において国境措置や国内支持の大幅引下げを主張しているにもかかわらず、新農業法は国内的に保護を強化しようとするものであり、他国が真剣に農政改革を進める中で、米国が保護的な傾向を強めることは強く懸念されるものである。

#### (a) 価格変動対応型支払いの導入（新設）

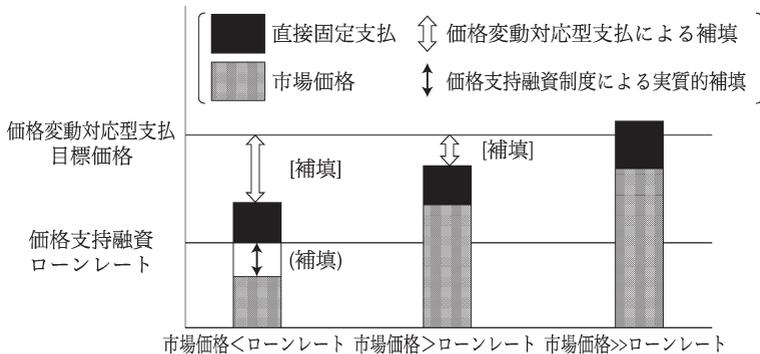
作物ごとに目標価格を設定し、市場価格またはローンレート（下記(c)参照）の高い方に直接固定支払い分を加えた額が目標価格を下回った場合、その差額を補填する制度である（下記(b)直接固定支払制度と同様、過去の作付面積等を基に支払われる）。

#### (b) 直接固定支払制度（拡充）

過去に小麦・コメ・とうもろこし等を作付けていた農家に対し、過去の作付作物及び作付面積に基づき、一定の方式で算出された金額が毎年度支払われる制度である。新農業法においては、支払単価が引き上げられるとともに、大豆等が新たに対象品目に追加された。

(c) 価格支持融資制度（拡充）

商品金融公社（CCC）から短期融資を受けている農家が、融資期間中に市場価格が農務省の定める融資単価（ローンレート）を下回っている場合、市場価格で融資返済できる制度である。新農業法においては、ローンレートが見直され、大豆は引下げ、コメは据え置き、小麦等の他の作物は引上げられた。



② 農産物輸出促進

1980年代に入り、EUが深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させる一方で、米国はドル高や高い国内支持価格の下で競争力を失い、急速に農産物の輸出シェアを減少させていった。このような農産物輸出不振と農業不況の回復を目指して以下のような輸出促進策が講じられてきており、2002年農業法においても継続実施されている。

EEP、DEIPのような輸出補助金は、UR農業合意に従って供与する全体の金額及び数量の削減約束を実施していれば、特定国向けの輸出に対し対象を

任意に付与することができるものであるが、農産物の国際価格への影響ひいてはその貿易に対する歪曲的な効果を有するなどの問題を有している。また、輸出信用保証計画の活用によって、米国の農産物は、他の輸出国との輸出競争上有利となることから、本制度は貿易歪曲的な効果を有するといえる。さらに、本制度の下では、融資に対する返済が不履行となった場合には、CCC が債権を回収することとされており、制度的に輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

これらの問題意識も踏まえ、我が国としては、現在進行中の農業交渉において輸出促進施策に関する規律の強化を求めているところである。

(a) 輸出奨励計画 (EEP)

特定市場に EEP 対象品目を輸出する場合に、米国政府が輸出業者に対して値引き額相当のボーナスを支給する輸出補助金制度である。品目別では、主に鶏肉等の輸出に適用されている。

(b) 乳製品輸出奨励計画 (DEIP)

輸出奨励計画 (EEP) と同様の輸出補助金制度で、適用品目は粉乳、バター、チーズ等の乳製品に限定されている。

(c) 輸出信用保証計画

米国産農産物の輸出を促進するため、開発途上国が行う商業ベースの米国産農産物輸入のための借入金について、商品金融公社 (CCC) が信用状発行銀行に対して、債務保証を行うものである。2002 年農業法の下では、90 日間～3 年間の融資を行う短期輸出信用保証計画 (GSM-102) 及び 3～10 年間の融資を行う中期輸出信用計画 (GSM-103)、並びに、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画 (SCGP) がある。融資対象産品としては、GSM-102 及び GSM-103 は、米国産 100% 農産物のみならず米国産 90% 以上 (重量ベース) の高付加価値産品

も対象としている。また、SCGPは、高付加価値製品と将来有望な市場に重きをおいて、特定の産品を対象としている。

## セーフガード

### (1) 一部鉄鋼製品に対するセーフガード措置

2000年秋以降、米国の景気減速、および社会保障負担の増大等に起因した米国内鉄鋼産業の苦境を背景として、鉄鋼業界、労働組合及び鉄鋼関連議員が政府に対して鉄鋼製品の輸入に対するセーフガード措置を講ずるべく、調査開始を要請した。大統領府は何らかの輸入制限対策は必要と認識しつつも、同時にその様な規制を実施するには国内産業の調整が必要であると考え、国内製鉄業のリストラ策等について関係者より事情聴取を行った。

翌2001年6月5日、米政府は3項目からなる新鉄鋼政策パッケージを発表した。同パッケージは、①非効率な過剰生産能力削減のための貿易相手国との交渉、②鉄鋼貿易ルールの確立及び市場歪曲の補助金除去のための相手国との交渉、③米国国際貿易委員会(ITC)への米国1974年通商法第201条に基づくセーフガード措置発動に係る調査手続開始要請、といった内容である。

これに対して我が国は、翌6日に経済産業大臣が談話を発表し、更に翌7日には上海で開催されていたAPEC貿易大臣会合の場において米国通商代表部(USTR)ゼーリック代表に懸念を表明したが、ITCは6月28日、USTRからの要請を受けて、スラブ(半製品)を含む鉄鋼製品33品目に対し、セーフガード措置発動に係る調査手続を開始し、10月22日損害認定についての投票を行った。その結果、スラブ、熱延鋼板、ステンレス線材など12品目について米国国内産業への損害が認定された。更にブリキ等4品目についてはシロクロ同数で、損害の有無について大統領の決定待ちとされた。

我が国は10月29日のWTOセーフガード委員会において再度懸念を表明し、ECなど6か国がこれを支持したが、ITCは12月7日に米国通商法201条に基づき輸入鉄鋼製品に対する最高20%の追加関税賦課を柱とした

勧告案（2名の委員は最高40%課税を提案）を取りまとめ、これを大統領に提出した。

我が国は12月の勧告案に対して再度経済産業大臣談話を発表し、世界から米国への鉄鋼輸入は減少傾向であり、日本からの鉄鋼製品の輸入については大きく減少していること、米国鉄鋼産業の競争力の欠如やこれへの構造調整方策が無いなど、問題の所在は米国鉄鋼業が抱えており安易なセーフガード措置は回避するべきであること等、懸念を表明した。

2002年3月5日(米国時間)、米大統領は米通商法第201条に基づき、本件に関する国内救済措置（セーフガード措置）を決定した旨発表した。その骨子は、14品目の鉄鋼製品(損害が認定された12品目と、シロクロ同数とされた4品目の内の2品目)に関し、①鋼板類、条鋼類については原則30%の関税引き上げ、鋼管類、ステンレス類については原則15%の関税引き上げ、スラブについては関税割当を、それぞれ実施(実施期間3年間、2年日以降関税率引き下げ等措置を緩和)、②製品によっては、NAFTA諸国(カナダ、メキシコ)、少量輸出の途上国(アルゼンティン等)からの輸入を措置から除外、③措置決定発表から120日以内に適用除外品目を決定、というものである。

この米大統領の発表を受けて、我が国は直ちに「日本等の意見に傾聴せず輸入を締め出す措置を決定したことは遺憾であり、関係国とも連携してWTO紛争解決手続への付託も含め、適切な対応を講じる方向で検討する」との内容の経済産業大臣談話を発表するとともに、セーフガード協定12.3条に基づく協議(注1)の要請を行った。3月14日に当該協議を開催したが、米国政府からは前向きな回答は得られなかった。このため、我が国は、米国政府が3月20日に、大統領決定に基づき、鉄鋼製品14品目に対するセーフガード措置を発動したことを受けて、同日WTOに対し、米国政府を相手とする、ガット22条ならびに紛争解決了解4条に基づく二国間協議(WTO紛争解決手続に基づく協議)の要請を行い、4月11、12日にEU、韓国等5か国・地域と共同で米国との協議を実施した。

しかしながら、当該協議においても米国から問題解決に向けた満足な回答

が得られなかったことから、5月21日に我が国はパネル設置を要請し、その結果、すでに設置されていたEUのパネルに統合される形で6月14日に設置が決定された。同時に設置された韓国に加え、その後、中国、スイス、ノルウェー、ニュージーランド、およびブラジルそれぞれの要請に基づくパネルも次々に設置され、現在、我が国も含む8か国・地域が申立国となる単一パネルで審理が進められている。パネル会合はこれまで10月29～31日及び12月10～12日の2回行われ、パネル報告書は2003年春に当事国あてに発出される見込みである。

我が国が当該パネルにて主張している主な法的論点は以下のとおり。特に、「同種の産品」については、セーフガード関連では初めて論点となるケースであり、また、これが他の実体要件の認定にも影響を及ぼすため、我が国としても重要視しているところである。

- ① セーフガード措置の対象となっている「同種の産品」の定義が不適切（セーフガード協定2条1項、4条1項(c)、ガット19条1項、10条3項(a)違反)
- ② 「輸入の増加」に関する事実認定が不適切（セーフガード協定2条1項、4条2項(a)違反)
- ③ 「輸入の増加」と「重大な損害」との因果関係の立証が不十分（セーフガード協定4条2項(b)違反)
- ④ 調査対象と措置対象の範囲が不一致（セーフガード協定2条1項・2項違反)
- ⑤ 措置が損害の防止・救済に必要な程度を越えて貿易制限的（セーフガード協定3条1項、5条1項違反)
- ⑥ NAFTA等のFTA締約国の除外が無差別原則に違反（セーフガード協定2条2項、ガット1条1項違反)
- ⑦ 損害認定がシロクロ同数の一部品目（ブリキ・ステレンスワイヤ）に対する大統領の扱いが不適切（セーフガード協定2条1項、3条1項、4条2項(b)・(c)、ガット10条3項(a)違反)

(注1)セーフガード協定 12 条 3 項に基づき、措置発動国が事前に関係輸出国との間で行う協議。基本的に 2 国間協議の形態をとる。

### (参考) 米国 1974 年通商法第 201 条の WTO セーフガード協定整合性

WTO セーフガード協定の基本的な構造は、交渉当時には世界で最も完備したセーフガード法典であった米国 1974 年通商法第 201 条をモデルにして作られたという面が大きい。このため、米国における WTO 協定実施のために既存法令を整理した 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法においても、第 201 条に対する修正はごく軽微な程度のものにとどまっている。(アンチ・ダumping法に対しては大幅な修正が加えられた。)

しかし、通商法第 201 条については、最近のいくつかのパネル、上級委員会報告を通じて、その WTO 協定への不整合性も明らかになりつつある(例えば、「事情の予見されなかった発展」要件の不在、因果関係要件の違いなど)。今後、米国連邦議会における通商法 201 条修正の可能性にも留意しつつ、今後の動向を注視していく必要がある。

---

## 原産地規則

---

### (1) 規則の概要及びその問題点

非特惠分野における米国の原産地規則は、大きく分けて目的別に、(a)原産地表示を目的としたもの、(b)繊維製品を対象とした輸入数量制限等の実施を目的としたもの、(c)繊維製品を除く貨物を対象として、適用関税率の決定や輸入割当等の目的に広く用いられる規則が存在する。他方特惠分野における原産地規則についても、(d)開発途上国に対して特惠待遇を供与する一般特惠原産地規則や(e)NAFTA 原産地規則及び原産地表示規則などがあり、極めて複雑な法体系となっている。

特に原産地表示を目的とする規則については、関税法で定められているものと消費者保護の観点から連邦取引委員会 (FTC) で定めているものが併存

し、かつその内容が異なっていることから、輸出者等の混乱を招く一因とも考えられる。また、(c)の規則は、これまで税関の解釈及び判例法を中心に発展し、商品の生産に2国以上が関係する場合には、物品に「実質の変更」があった場合に原産地を取得するとするとの実質的変更基準が採用されている。しかしながら、具体的に何をもって「実質の変更」の有無を判定するかについては、行政官の裁量に判断が委ねられており、通関時の原産地特定手続きが煩雑かつ不透明になっていることから、我が国は米国政府に対して、当該規則は明確性及び予見可能性を著しく欠くものである旨の指摘を行っている。

一方、米国政府は、このような目的別に多様化した原産地規則の運用を改め、より客観性、確実性を増すためとして、1994年1月、上記FTCで定められた原産地表示に関する原産地規則を除く全ての非特惠分野の原産地規則を統一した「輸入品に適用される原産地規則」(繊維製品は別途定められている)を公表した。米国政府によれば、当該規則はNAFTA原産地表示規則の内容を準用したもので、「完全生産」及び「実質の変更」に基づいている。また本規則はHS分類に従って規定され、実質的変更基準として原則として関税番号変更基準が適用されている。これらは原産地規則の明確性を高めるものとして評価できるが、現在WTOで非特惠分野の原産地規則の調和作業が行われていることから、施行は見送られている。

非特惠分野の原産地規則の問題に関しては、究極的には調和作業を通じて解消が図られるものと考えるが、それまでの間においても、ガット及び原産地規則協定等の関連規定に基づき所要の対応を行っていくこと、また、一貫した公平な運用が確保されるようその動向を注視していくことが必要である。

## (2) 個別事例

### 時計

関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産

地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品にそれぞれ原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し早急な是正を要望している。

## 基準・認証制度

### (1) 自動車ラベリング法

米国の自動車ラベリング法（American Automobile Labeling Act）は、1992 年 10 月に成立した「自動車に関する情報及びコスト節減法第 210 条」によって定められたもので、米国で販売される乗用車・軽トラックの国産比率（米国及びカナダにおける付加価値率）表示のラベル貼付を義務付けるものである。

具体的には、

- ① 米国、カナダ製部品の調達率（車種別）
- ② 最終的に組み立てられた国、州、都市名
- ③ 米国、カナダ以外に 15 %以上の部品を調達した国がある場合は、上位 2 ヶ国の国名と調達率
- ④ エンジン及びトランスミッションの原産国（付加価値 50 %以上もしくは最大の付加価値を占める国）

がラベルに表示されねばならない。本法律は、1994 年 10 月 1 日から施行されているが、違反した場合には 1 台当たり 1,000 ドルの罰金が課されることとなる。

本制度の目的は、自動車価額の何%が米加内で生産されているかを消費者に知らせ、よりよい購入の決定に役立てることと説明されてきているが、実際上は国産品愛好を暗に働きかける一種のバイアメリカン条項とみなすことができる。本法は、米加製部品以外の使用が多い外国系メーカーや輸入者ディーラーにとって部品比率計算に伴う膨大な記録事務負担を強いることから

みても、貿易に不必要な障害となっている可能性が高く、TBT 協定第 2.1 条及び第 2.2 条違反の疑いがある。

なお、2001 年 3 月に米国 National Highway Traffic Safety Administration (NHTSA) が自動車ラベリング法の評価に関するレポートを公表し、その中において「ほとんどの消費者はラベルの存在に気付いていない」として、ラベリング法が消費者の購買にもたらす効果が極めて低い旨を報告している。

いずれにしても、本措置については、引き続き二国間対話等の場において、意見交換を行っていく必要がある。

## (2) CAFE（企業平均燃費）規制

米国は、1975 年エネルギー政策及び保存法 (Energy Policy and Conservation Act of 1975) により、自動車の製造会社及び輸入会社に対し、取扱い車の平均燃費を一定レベル以上にするを義務付け、違反者には罰金を課するという CAFE (Corporate Average Fuel Economy: 企業平均燃費) 規制を導入した。CAFE 規制の下では、国産車と輸入車とを区別して、それぞれ別個に平均燃費を計算することとされている。

本規制については、1992 年 5 月に EU が内国民待遇 (ガット第 3 条 4 項) に整合的でないとして米国に協議要請、さらに、1993 年 3 月にはパネル設置を要請し、1994 年 9 月に報告書が出された。パネルはこの中で、CAFE 規制の下では、燃費の悪い国産大型車を取り扱っている会社が CAFE の基準値を達成するためには、燃費の良い輸入小型車の取扱いを増やしても意味がなく、燃費の良い国産小型車の取扱いを増やして初めて効果が出る仕組みになっており、国産小型車に比べ、輸入小型車を競争上不利な立場に置くものであるなど、国産車と輸入車とを別の集団として平均燃費を計算している CAFE 規制は、内外の同種の産品を差別しているため、ガット第 3 条 4 項違反であり、これはガット第 20 条(g)でも正当化されないとした。

ただし、この報告書は採択されなかったほか、米国は EU の通商利益に損

害を与えてはいないので CAFE 規制の改正不要という立場をとっている。

2000 年 10 月 23 日に成立した 2001 年運輸省関連歳出法は、現行 CAFE 規制における基準値等の変更を一旦凍結して、輸入・国産区分を含む本規制の効果と影響に関する調査を全米科学アカデミーに委託することを求めているが、2001 年 7 月 31 日に当該調査報告が発表された。それによれば、国産車と輸入車の区分については、「国産車と輸入車の区分が、米国自動車産業の雇用に影響を与えるという証拠は見当たらない」として本規制の問題点を指摘しつつ、同区分の廃止を提言している。

その後、CAFE 値の強化も含め、CAFE 規制について米国内で様々な議論があるところ、今後、米国当局及び議会の動向を注視しつつ、本措置については、引き続き二国間対話等の場において、意見交換を行っていく必要がある。

### (3) メートル法（国際単位系）の採用について

TBT 協定では国際標準の採用による国際貿易の技術的障害の低減を推奨しているところ、メートル法を基本とした国際単位系（略称 SI）については、ISO 等国際標準化機関における規格基準の策定に当たっての基準単位として採用されている。

世界各国が国際単位系つまりはメートル法の採用を進めている中、米国は未だヤード・ポンド法の単位が一般的に使用されており、主要国の中でメートル法の採用が進んでいない唯一の国である。

このことが世界貿易に与える影響は甚だしく、従来より我が国は日米構造問題協議等の二国間協議の場において、メートル法の採用についての措置をとることを要求している。米国は、1992 年の「日米構造問題協議フォローアップ第 2 回年次報告」において、①連邦の調達、補助金及び商業関連活動はメートル法に基づくこと、②民間部門におけるメートル法の使用を大幅に拡大・増加するための方途につき商務省がスタディを実施することを、2000 年の「規制緩和及び競争政策に関する日米の強化された第 3 回共同現状報告」

において、①商務省の国立標準研究所（NIST）及び計量に関する全米会議（NCWM）は、2000年1月1日以降、米国の消費財にメートル法のみを表示を認めるという改正された包装・表示に関する統一規則（UPLR）の完全実施に向け調整をはかること、②包装及び表示法（FPLA）を改正するための法案を議会に提出し、同法の適用を受ける製品にメートル法のみを表示というオプションが認められるようにすること、にコミットしているものの、米国内の民間事業者のメートル法採用率は依然として低い状況にある。更に、2001年9月のWTO貿易政策検討制度（TPRM）対米国審査並びに2001年10月及び2002年10月の日米規制改革イニシアチブ対米国要望においても我が国から指摘している。

したがって、より一層のメートル法の採用が実現されるよう、今後も米国が効果的で強力な措置を継続的に講じていくことが望まれる。

## サービス貿易

### (1) 業種横断的な規制

米国では、エクソン・フロリオ条項により、国家安全保障を損なうおそれのある直接投資につき審査され、大統領が必要と認める場合には、投資が制限されるおそれがある。2000年に我が国長距離通信会社がIPネットワークアクセスビジネス、ウェブホスティングサービス等を提供する米国のある会社に対して株式公開買い付け（TOB）を行った際、同条項に基づく米国外国投資委員会の審査が行われた。日米規制改革イニシアチブ及び日米投資イニシアチブにおいても強く要望を続けているが、今後、エクソン・フロリオ条項の運用に当たっては「国家安全保障」の概念を過度に拡張することなく、対米外国投資委員会（CFIUS）への通知から大統領の決定に至るまでの過程における透明性及び公平性の確保が望まれる。

## (2) 金融

米国においては、金融に関して州ごとに規制が異なっており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられている。すべての形態(支店、代理店、代表事務所等)での進出を認めているのは 50 州中マサチューセッツ、ミシガン、ニューヨーク等一部の州に過ぎない。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、各州毎の保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。

米国は WTO 金融サービス合意において極めて多くの適用留保事項を残しており、これを削減する動きも目立たないものとなっているが、更に一部の州では州内保険事業者に認められていない保険種類について外国事業者に免許を与えないとする法律、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者は毎年の更新を必要とする法律など、WTO 合意で適用留保とされていない外国企業差別条項がなお存在している。また、既に保険合意以降 8 年以上が経過しているにもかかわらず米国への参入を困難とする規制はなお相当強く残っている。このような規制としては、具体的に次のようなものが存在する。

- (a) 免許を与えられた外国保険事業者は、同種の事業を営む州内保険会社について要求される最低資本金・剰余金と米国内における正味債務額(保険契約に対する準備金を含む)等の合計額を開業時の供託金及び信託資産等の形で米国内に保有しなければならない。国内保険会社にはこのような義務はない。
- (b) 連邦、州、公共団体の建設事業で求められる入札保証、履行保証は、財務省保証元受けリストに載った保険会社によって発効されなければならないが、外国保険会社の支店は、このリストに掲載されない。
- (c) 外国保険事業者の米国への進出に際しては、“Port of entry”として明示された州の免許を得なければ進出できない州がある。また、他州での

- 一定年数の保険事業実績が要求される州がある。
- (d) 大半の州において、州内保険事業者は、役員の一部割合が米国国民又は米国居住者であることを要する。
  - (e) 外国保険事業者の支店による、保険金支払・再保険決済などの通常の商行為でない3か月に5万ドルを超える海外送金（余剰金の本社送金など）については、州保険庁長官の許可が必要である。
  - (f) IRI（Industrial Risk Insurers）は全米の主要損害保険会社40数社からなる民間保険会社の引受プール組織である。企業物件の火災保険等、巨大リスクの分散のために加盟が必要であるが、全州の免許を取得することが加盟条件となっているため、全州免許取得が困難な状況では、IRIへの加盟も困難である。

このような外国企業差別条項をはじめ、参入を困難とする規制が迅速に撤廃・改善されることを期待する。

一方、1994年の日米保険合意や米国のWTO合意追加的約束において①州別規制の緩和、②免許手続きの迅速化、③会社社員の国籍要件の緩和等が示されており、一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。また、1999年11月にはグラム・リーチ・ブライリー法が成立し、銀行・証券・保険の相互参入が金融持株会社に認められるようになった。保険業務については引き続き各州の保険当局が規制監督することとされているが、同法に免許資格の統一などをめざす措置が導入されたことは評価できる。また、2001年7月には米国保険協会（AIA）が州毎に規制が異なることの不利益を改めるために損害保険における「連邦規則制」（Federal Chartering）の導入を目的とする「保険会社連邦規制法」を提案したが、未だ実現には至っていない。州毎の規制の統一化に向けた動きは、外国保険業者にとっても望ましい動きであり、進展が期待される。

### (3) 電気通信

米国の電気通信市場は、我が国、英国などと並んで世界でも最も自由化が進んだ市場の一つであるが、米国市場への外国企業の参入については、以下のような問題があり、我が国は日米規制改革イニシアチブの場でもこれまでに要望を行っている。

1998年2月に発効した外資参入に関する FCC（連邦通信委員会）新規則では、WTO加盟国に対しては従来用いられてきた ECO(effective competitive opportunity) テストの適用が原則廃止された。しかしながら依然として、①無線局を用いる電気通信事業に対しては直接投資に関する外資規制が存在している、②事業者への認証及び無線局免許に関する審査基準のうち「公共の利益」及び「競争に対する非常に高い危険」の具体的な基準が明確でなく、FCCに広範な裁量権が与えられている、③「公共の利益」の要素として「外交政策や通商上の懸念」が挙げられており、申請内容と関係ない事項を理由とした認証拒否が可能である、④競合的な立場にある事業者からの認証拒否の申立てが合理的な理由以外でも行われ、申請処理に必要な以上に時間を要する可能性がある、⑤外国—米国間の国際サービスを提供する際に、その外国側市場で支配力を有する外国会社の米国子会社はドミナントと認定され追加的な義務が課される、等外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業子会社への認証の遅延等の問題があった。

更に、FCCは、1997年8月、米国の通信事業者が外国の通信事業者に支払う国際精算料金に上限（ベンチマーク）を設定するベンチマーク規制を決定した。本ベンチマーク規則については、日米規制緩和対話の結果、「米国政府は、コストを超える計算料金の問題に対処しようとする多国間フォーラムに引き続き積極的に参加し、この問題を解決するための確かな努力に貢献し、そのようなフォーラムにおける議論の進展を尊重する。」（第4回日米共同現状報告の米側措置の項の記述）とされたところであり、今後とも米国政府の多国間フォーラムにおける活動状況を注視していく必要がある。

その他、米国で通信事業を営むにあたり、障壁となるものとして州毎に異なる規制があげられる。米国においては事業者に対して、州政府への収益実績等の報告が義務づけられているが、その報告フォーマットは州毎に異なっており事業者にとって過度の負担となっている。全米公益事業委員協会(NARUC)は、報告様式の簡素化・統一化の措置が取られるよう働きかけを行うよう期待される。

また、2000年に一度廃案となったにも関わらず、2001年11月に外国政府(25%以上)が出資する企業による米国の通信メディアの所有を阻止する内容を規定したホリングス法案が再度米国議会に提出された。本法案は、米国電気通信市場における外国企業の活動を著しく阻害するものであり、GATS違反のおそれがある。本法案は2002年の議会の閉会とともに廃案となったが、今後ともこのような法案が成立することのないよう期待される。

#### (4) 海運

米国は、自国の海運業に対して、下記のような政府関係貨物の留保等の保護措置を維持している。その結果、海運業の競争力回復のための自助努力がかえって妨げられているとの指摘もされている。また、海運分野における継続交渉の失敗の要因はかかる米国の保護的な市場に起因する米国の消極的な交渉態度にあった。具体的な保護措置としては、以下のものが挙げられ、我が国としては日米規制改革イニシアチブの中でもこれらの撤廃等の要望を行っている。

##### (a) 貨物留保政策

###### ア. 政府関係貨物

政府関係貨物の最低50%は、米国籍船により運送されなければならないとされている。(1936年商船法)

###### イ. 輸出銀行貨物

輸出銀行貨物は、原則として、すべて米国籍船により運送されなければな

らないとされている。ただし、50%までのウェーバー（許可）を認める（1934年公式決議第17号）。

ウ. 米軍貨物

国防省貨物と呼ばれる軍事物資並びに戦略物資は、原則としてすべて米国籍船により運送されなければならないとされている。（連邦法国防編（軍隊））

エ. 援助物資（食糧、農産物）輸出貨物

援助物資は、原則として、25%は米国籍船により運送されなければならない。ただし、品目によっては米国籍船積みを免除されている品目や逆に最低75%まで米国籍船積みを義務付けられている品目もある（1936年商船法）。

オ. 政府職員の個人貨物

米国政府職員の個人貨物は、すべて米国籍船により運送されなければならないとされている。（1936年商船法）。

(b) 1920年商船法（いわゆるジョーンズアクト）

米国の海上輸送に不利益を及ぼす外国政府の差別的行為に対し、米国連邦海事委員会（FMC）に報復措置を認めている。

1997年9月4日、FMCは、同法に基づき、日本の港湾における事前協議制度が、米国海運会社に不利益を及ぼしているとして、米国に寄港する日本船社3社に対して米国の港に寄港するごとに10万ドルの課徴金を賦課することを内容とする制裁措置を実施した。さらに、同年10月16日には、邦船社が9月分の課徴金を支払わない場合は日本船の入出港の差止め等を行うことを発表したため、同月27日、邦船3社は、9月分の課徴金としてFMCに150万ドルを納付することを余儀なくされた。FMCは、事前協議制度改善について関係者間の合意が得られたこと、日米両国政府間で書簡の往復が行われたことを受けて、同年11月13日制裁措置を無期限に停止した。同措置はガット条文に違反しているおそれがあり、また、相手国船舶に対する内国民待遇及び最恵国待遇を保証した日米友好通商航海条約に違反することから、我が国はその完全撤回を求めて1998年1月より同条約に基づく協議を開始した。

1999年5月28日にFMCは当該制裁措置を撤回したものの、我が国主張を認めたわけではなく、引き続き我が国の港湾慣行等をめぐって内外の海運企業に報告を求めている。我が国の港湾運送事業法改正(2000年11月施行)にもかかわらず日本の港湾慣行は依然閉鎖的で改善が見られないとし、FMCは、2001年8月に新たに情報提供を求める項目と対象となる船社の範囲を拡大する命令を出した。この命令は、直接日本船社に対して日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが不適当と考えられるものであり、船社にとっては不当かつ過大な負担となっている。仮に、FMCが上述のような一方的な制裁措置を今後課すか否かの判断をするためにこの様な情報提出命令を出したのであれば問題である。我が国としては今後とも当該措置に関するFMCの動向を注視していくとともに、あらゆる機会に当該制裁措置の違法性等を主張していく必要がある。

また内航商船に関する規定について、米国内航海運に従事する海運業者は、米国で建造された船舶によって営業を行わなければならないとしているが、外国で建造された船舶の利用を制限することにより、外国の造船事業者に不利益がもたらされることになる。

同時に、使用者側にとっても、米国本土からハワイ等への遠距離海上輸送を行う場合、割高な米国船籍の使用により海上輸送費が増大するなどのデメリットがある。サービス貿易の円滑化の観点からこれらの規定の見直しが望まれる。

(1994 ガットとの関係は、本章「内国民待遇」参照)

#### (c) 1984年海運法

第13条において、船社又は外国政府の行為により、第三国間航路への米国船のアクセスが阻害された場合には運賃率表の停止等の報復措置をとることができる旨規定している。

#### (d) アラスカ原油輸出解禁法

1995 年 11 月に成立したアラスカ原油輸出解禁法は、アラスカ原油の輸出は乗組員が米国人である米国籍船を使用することを義務づけており、交渉期間中は新たな措置を導入しないことを定めた WTO の閣僚決定に違反しているとして、各国から非難を浴びている。

(e) 新運航補助制度

米国は 1937 年、国家緊急時の際に徴用できる自国商船隊の整備を目的として、主要外国航路に就航する自国海運企業に対して外国海運企業の船舶運航費との差額を補助するための運航費差額補助制度を創設して以来、自国海運企業に対して多額の政府補助を実施してきた。これらの制度は、1998 年末に終了し、最後の契約も 2001 年に終了したが、これに代わる「海上安全保障プログラム」(Maritime Security Program) が 1996 年から実施されている。これは、一定の米国籍船を対象として毎年 1 億ドルの運航費補助を 10 年間にわたって実施するもので、明らかに国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲するものであり、早期の撤廃を望む。

(f) 1998 年外航海運改革法における措置

米国は 1998 年 10 月、1984 年海運法等の改正案として外航海運改革法案を可決し、1999 年 5 月 1 日施行した。本法は外国海運企業の運賃設定のあり方等を規制する権限を FMC に付与する内容を含んでおり、今後 FMC が我が国を含む外国海運企業を米国船と差別し、その運賃設定のあり方等を一方的に規制することを可能とするものであり問題がある。

(5) 建設

米国の一部の州については、明白な内外差別的市場参入障壁となる国籍要件などを GATS における国別約束表上で留保しており、これら措置の改善が期待される。

## (6) 自由職業サービス（法務）

外国弁護士の実務活動については我が国としても日米規制改革イニシアチブの中でも要望を続けている。米国においては、外国弁護士を受け入れている州は24の州・区のみである。このような現状は、米国内における多様な法律サービスの提供を制限するものであり、外国弁護士の実務活動を全州に拡大するための連邦政府の積極的な行動を求める。また、ニューヨーク、ワシントンDC、カリフォルニア、テキサス等の州においては外国弁護士の州内での実務活動を許容しているが、その制度・要件などは、州の弁護士会毎に異なる。また、要件として課されている職務経験年数は多くの州・区で5年以上とされている上、職務経験期間の算入にあたっては、申請直前の職務経験のみに限られていたり、第三国における職務経験期間が算入できない。これら職務経験要件の短縮及び緩和を期待する。

## 知的財産保護制度

### (1) 特許制度（ヒルマードクトリン）

他国でなされた特許出願（第一国出願）をベースに日本や欧州に優先権を主張して出願した場合には、第一国出願に記載された全内容をもって第一国出願日後に日本や欧州になされた出願（後願）の権利化を阻止することができる（後願排除効果）が、米国においては、これとは異なる運用が行われている。すなわち、米国では、米国以外の他国での出願（第一国出願；例えば、日本出願）を基礎に優先権を主張してなされた米国出願 A の、米国特許法第102条(e)(注1)における後願排除効果発生日は、第一国出願日ではなく、実際の米国出願日であるという運用となっている。この運用は、判例により確立された法理であり、また、米国特許商標庁において採用されている審査実務でもある。

ここで、出願 A のクレーム（特許請求の範囲）と同一のクレームを有し、かつ、出願 A の第一国出願日と実際の米国出願日との間に、米国に出願され

た後願 B は、出願 A に係る発明の発明日が後願 B に係る発明の発明日より早いことを先発明者決定手続において立証することにより排除されることになっている(米国特許法第 102 条(g)(注 2))。なお、従来、出願 A に係る発明において、第一出願日以前の発明日の認定を得ることは実質的に不可能であった(すなわち、第一国出願日が発明日とされていた)が、WTO 加盟に伴う 1994 年の米国特許法改正に伴い、米国以外の WTO 加盟国での先発明を立証することにより、第一国出願日より早い発明日を立証することが可能となった(米国特許法第 104 条)という経緯がある。

しかしながら、現在でも、出願 A の第一国出願日と実際の米国出願日との間に米国に出願された後願 B のクレームを、出願 A のクレーム以外の部分に開示された技術事項により排除することができず、クレームに記載されているかクレーム以外の部分に記載されているかを問わず第一国出願日から後願排除を認めるという日欧と同等の後願排除効果に関する運用が、米国において保証されていないことが問題となっている。

ヒルマードクトリンと TRIPS 協定との関係については、TRIPS 協定第 2 条において準用されるパリ条約 4 条 B の「第一国出願と前記第一国出願を優先権主張の基礎とする第二国出願との間に行われた行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない」との規定が、第一国出願のクレーム以外の記載部分の後願排除効果が第一国出願日から生ずることを意味するの否かというパリ条約 4 条 B の解釈が一つの論点となる。

我が国産業界への影響の大きさ、様々な国際交渉の状況等を踏まえつつ、種々の適切な場においてヒルマードクトリンの是正を求めていくべきである。

(注 1) 米国特許法第 102 条(e)(2) 何人も、「発明が、特許出願人の発明前に他の者により合衆国において出願された特許出願…に基づいて許可された特許に記載されている場合」を除いて、特許を受ける権利を与えられる。

(注 2) 米国特許法第 102 条(g)(1) 何人も、「米国特許法第 135 条あるいは第

291条の規定に基づいて行われるインターフェアレンスの手続きにおいて、他の発明者が、特許出願人の発明前に、米国特許法104条において許されている範囲内で他の発明者によりその発明がなされていることを立証した場合」を除いて、特許を受ける権利を与えられる。

## (2) 商標制度（オムニバス法211条）

米国の1998年オムニバス法211条には、キューバ政府に接収された資産に関連する商標について、商標登録の更新や権利行使を認めないとする規定が存在している。この規定は、TRIPS協定上の内国民待遇や最恵国待遇等の規定からみて問題があるものと思われる。また、米国のこのような一方的な措置は、多角的貿易体制を基本とするWTOの理念と基本的に相容れないばかりでなく、貿易を歪曲するものであり、早急に改善されるべきである。

本件については、EUは、この規定はTRIPS協定に違反しているとして1999年7月に、WTOに二国間協議を要請し、解決が図られなかったため、2000年7月に、パネル設置要請をし、9月にパネルが設置された（我が国、カナダ、ニカラグアが第三国参加した。）。

パネルは、2001年7月3日、権利者に対し、効果的な手続を行う権利が与えられていないとして、米国オムニバス法211条(a)(2)はTRIPS協定第42条に整合的ではないとし、米国のTRIPS協定の義務履行違反を認めたと、ECの主張のほとんどは退けられた。

報告書の内容を不満とするECが10月4日に、米国が10月19日にそれぞれ上級委員会に上訴したところ、2002年1月2日、上級委員会は、オムニバス法211条(a)(2)についてはTRIPS協定第42条整合的であるとしたが、211条(a)(1)については内国民待遇及び最恵国待遇に違反である等とし、パネル報告の内容を一部覆す判断を示した。

2002年2月1日に上級委員会とパネルの報告書は採択され、米国はパネルにWTOの義務を遵守する旨表明した。その後、EUと米国は、法制度改善のための合理的期間として同年12月末を期限とする旨合意したが、期限切れ直

前の同年 12 月 20 日、合理的期間を 6 ヶ月間延長し、2003 年 6 月までとすることで両国が合意している。

WTO の紛争処理手続において終局的な判断が示されたことから、米国は、速やかに該当する法制度の改善を行うべきであり、その取り組みを注視していく必要がある。

### (3) 著作権制度

#### ア. ビデオゲームに係る貸与権の明確化

TRIPS 協定第 11 条は、著作者に対してコンピュータ・プログラムの著作物について公衆に商業的に貸与することを許諾する権利を付与すべき旨規定している。米国著作権法第 106 条(3)及び第 109 条(b)(1)(A)は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権を付与しているものの、同条(b)(1)(B)は、ゲーム専用機と一体不可分となったビデオゲームのプログラムについて貸与権付与の対象から除外しており、ビデオゲームのプログラムについては貸与権の保護が制限されている。米国著作権法のこのような規定は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権の付与を義務づける TRIPS 協定第 11 条からみても問題があるものと思われるところ、速やかに国内著作権法を改正し、ビデオゲームについても貸与権を付与する明確な規定を設けるべきである。

#### イ. 著作権の例外（著作権法 110 条(5)(a)）

米国の著作権法 110 条(5)(a)は、通常使用される種類の単一の受信装置（例えばテレビ、ラジオ等）を用いた場合、同条(b)は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビやスピーカーのみを有する店舗の場合、著作者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

これに対して EU は、これらの規定が、① TRIPS 協定 9 条 1 は、ベルヌ条約 1 条から 12 条を準用しており、ベルヌ条約 11 条においては、音楽等の著作物の著作者が公の伝達を許諾する排他的権利を享有すると規定している。ベルヌ条約のこれらの規定については例外として小留保（minor reserva-

tion)の範囲内で著作権を制限することが慣習的に許容されているが、米国著作権法の規定は、この小留保を含むベルヌ条約のいかなる例外にも合致しない。② TRIPS 協定 13 条は「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」には、著作者の排他的権利を制限できる旨規定しているが、米国著作権法の規定は、この例外に合致しない、として、TRIPS 協定 9 条 13 条に違反するとして、1999 年 1 月、WTO に二国間協議を要請し、解決が図られなかったため、4 月にパネルに設置要請をし、5 月にパネルが設置された（我が国を始めとして豪州、カナダ、スイスが第三国参加した。）

米国側は、著作権法 110 条の規定は、著作物の保護と利用のバランスを図ったものでありベルヌ条約の小留保に該当し、また、TRIPS 協定 13 条で認められる例外にも該当し、協定整合的であるとの反論を行った。

パネルは、2000 年 6 月 15 日、①著作権法 110 条(5)(a)は、ベルヌ条約の小留保に該当し、TRIPS 協定 13 条の正当な例外にも該当するものであって、協定整合的であるとしつつ②同条(b)は、TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えず、米国の TRIPS 協定の義務履行違反を認め、TRIPS 協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

2000 年 7 月 27 日、米国及び EU は、このパネルの判断を受け入れる旨を表明したものの勧告実施のための「合理的期間」について見解が対立し、11 月 22 日、仲裁に付することを合意し、仲裁人は、2001 年 1 月 15 日に、パネル報告書の採択から 12 ヶ月以内の 2001 年 7 月 27 日までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁結果を公表した。

その後、米国内で法改正の動きはなく、米国と EU との間で代償に関する協議が行われたが、難航したことから、双方とも、紛争解決了解第 25 条に基づく仲裁を申立てたところ 2001 年 10 月 12 日、米国が 2001 年 12 月 31 日又は今次議会会期終了時の何れか早い段階までにパネルの判断に従わなかった場合には、EC は年間 110 万ドル (120 万ユーロ) の賠償を請求できるとの判断が示された。

2002 年 1 月 7 日、EU は米国がパネル勧告を実施していないとして WTO の義務を一時停止するよう主張したが、米国はこれに反対、本件は仲裁に付された。2002 年 2 月 27 日、米国、EU 双方からの要求により、本件解決のための取り組みが進行中であることから、仲裁は一時中断された。

米国は、パネル報告を受け入れたにもかかわらず、2003 年 2 月の段階で当該条項の改正を行っておらず、速やかにこれを改正するべきである。

#### ウ．保護を受ける実演の対象の拡大

TRIPS 協定第 14 条は、保護の対象となる生の実演を音楽実演 (musical performance) に限定していないが、米国著作権法 1101 条は、固定されていない実演の保護の対象は、生の音楽実演の音声若しくは音声及び映像 (the sounds or sounds and images of a live musical performance) に限定されており、生の音楽実演以外の生実演については保護が及んでいない。このため、生の音楽実演以外の生実演、例えば、我が国の実演家が米国で落語や演劇の実演を行った場合等には、当該実演は米国における著作権法の保護対象とならない。米国著作権法のこのような規定は、TRIPS 協定第 14 条から見て問題があるものと思われるとともに、今後、我が国の実演の流通が増加すると考えられるところ、我が国実演家の権利の米国における適正な保護を図る観点からも、速やかにこれを改正するべきである。

#### エ．放送機関の権利の明確化

米国著作権法上、放送機関の権利については特に明記されておらず、TRIPS 協定第 14 条に規定されている放送機関による固定、複製、放送等に係る権利についての取り扱いが不明確である。国境を越えた放送事業が活発化し、情報技術の進展により放送に係る音声及び映像等が多様化している中で、米国著作権法において放送機関の権利が明記されていないことは、米国における我が国放送機関の権利を制限するものと考えられるとともに TRIPS 協定第 14 条から見ても問題があるものと思われるところ、速やかに

放送機関に係る権利保護を明確化すべきである。

#### (4) 関税法 337 条

1930年米国関税法337条は、輸入における不正措置によって米国に確立している産業に損害が生ずる場合（特許権、商標権、著作権、半導体回路配置侵害事件については、1988年包括通商競争力法による改正により、損害要件は不要となった）に、不正輸入慣行に係る外国からの輸入品を排除したり公正慣行の差止めを命ずるものであり、知的財産侵害のケースに最も頻繁に用いられてきた（右図表参照）。

特許等の知的財産権を侵害する商品の輸入を排除すること自体は、ガット第20条(d)により一定の制約の下に認められているが、関税法337条の手続はガット第3条4項の内国民待遇規定に違反し、その違反はガット第20条(d)の例外として正当化できないとのパネル報告が、1989年11月、ガット理事会で採択されている。米国は、このような

ガット違反であるとする明白かつ断定的な報告後も従前の手続を維持し、本条項に基づき頻繁に調査を行ったため、我が国は、これを極めて問題であるとして、ガット理事会等の場で改善を求めてきたところである。

1994年12月成立のウルグアイ・ラウンド実施法による改正により、パネルで指摘された問題点はおおむね改善されたものと考えられ、これはウルグアイ・ラウンド交渉の成果と考えられる。もっとも、最終救済までの期間制限については撤廃されたが、ITC調査開始から45日以内に最終決定のための目標日を定めることとしており、その運用において輸入産品に対し差別的な取り扱いがなされるおそれがある。また、この措置について、2000年1月14

関税法 337 条による調査  
開始件数の推移

	調査開始件数
90年	13 (0)
91年	12 (3)
92年	13 (2)
93年	15 (3)
94年	6 (1)
95年	11 (2)
96年	12 (3)
97年	13 (2)
98年	12 (3)
99年	9 (2)
00年	17 (5)
01年	24 (5)
02年	17 (2)

( ) は日本企業を  
対象に含むもの

日に EU から二国間協議要請が提出されており、我が国としても本措置の動向に引き続き十分に注視していく必要がある。

## 政府調達

### (1) マサチューセッツ州ミャンマー制裁法

#### (a) ミャンマー制裁法の概要

1996年6月、マサチューセッツ州はビルマ（ミャンマー）関連の商取引を行う企業との州契約を規制する州法を制定した。同州法は、州機関の調達において、①ミャンマーに主たる事業拠点・本社等を有している企業又はミャンマーで商活動、子会社保有等を行っている企業、②ミャンマー政府に融資等を行っている企業、③ミャンマー政府が主として取引をコントロールしている宝石・木材・石油・ガス及びその関連製品の輸入及び販売の促進に関わっている企業、④ミャンマー政府に対して何らかの製品及びサービスを提供している企業からの調達を制限する内容となっている。具体的には、上記要件を満たす企業リスト(Restricted purchase list)を作成し、当該リストに掲げられる企業は原則として入札が認められないこととされ、認められる場合にも当該リストに掲載されていない企業に比較して、入札に関し不利益な条件が課されることがあるものとされている。なお、当該リストに掲載されている企業は、約350社であり、そのうち日本企業は、約50社である。

#### (b) WTO 政府調達協定等との関係

マサチューセッツ州は、米国が政府調達協定でコミットしている地方政府機関37州の中に含まれ、政府調達協定の規律に服することとなる。同州法は、供給者の資格審査を定める政府調達協定第8条、または落札の基準を定める同協定第13条4項等に違反する可能性がある。さらに、同州法に基づいて、当該リストに掲載されている企業をそれ以外の企業と差別しており、内国民待遇原則及び無差別原則を定める政府調達協定第3条1項との整合性が問題

となりうる。

#### (c) WTO における協議の動き

我が国は、本件州法の政府調達協定との整合性に関し、米国に対して繰り返し懸念の意を伝える一方、1997年3月には、政府調達協定上の情報請求を行った。その後も、同州法の協定整合化及び情報請求に対する早期回答を再三求めてきたが、そのいずれに関しても、米国政府の誠実な対応が認められなかった。本件に関しては、EUも我が国と同様の懸念を有しており、EU及び日本が1997年6月、7月に相次ぎ、米国に対して協議要請を行い、1997年中に3回の協議をEUとの共催という形で実施した。

その後、米国の国内事情、マサチューセッツ州議会日程等に配慮し、しばらくの間、米国の前向きな対応を見守っていたものの、事態の実質的な進展が図られなかったため、1998年9月にEUと共同歩調により、米国に対してパネル設置要請を行い、10月にはパネルの設置が決定した。しかしながら、その後、米国内での合衆国憲法との整合性についての国内裁判手続の中（後述）で、マサチューセッツ州法は、無効の状態とされたことから、我が国は、1999年2月にEUとともにパネルの検討の停止の手続をとったところ、本件パネルは、紛争解決了解（DSU）第12条12の規定が、12ヶ月を超えてパネルが停止された際にはパネル設置の根拠を失う旨を定めていることから、2000年2月11日に消滅した。

#### (d) 米国内における違憲訴訟の動き

また、WTOにおけるパネル手続とは別に、米の民間団体である「全米外国貿易委員会（NFTC）」が、本件州法が合衆国憲法に抵触するとして1998年4月に連邦地裁に対し提訴を行った。1998年11月に連邦地裁は、本件州法の違憲判決を下し、本件州法を無効とした。マサチューセッツ州は、本判決について控訴するとともに、無効の差し止めを求めていたが、1999年6月に連邦控訴裁判所は、地裁判決を支持する旨の判決を下した。これに対して、マ

サチューセッツ州は、連邦最高裁判所に上告し、2000年6月に、第1審・第2審を支持する形でマサチューセッツ州法を違憲とする判決が下された。

この問題については、現在、米国内の相当数の州や地方自治体において、類似の制裁措置等が制定ないしは検討されており、そのうちの多数の措置に、対象国と取引関係を有する企業からの政府調達を制限する類型が見受けられる。上述の連邦最高裁判所における違憲判決については、個々の州の通商関連立法に伴い民間企業が直面する参入障壁の除去につながる意味で評価できる。また、対外関係に関し連邦法が専占する領域に関わる州法は違憲であるとした判断は、将来の州立法に対する抑止力になったと評価できる。

一方で、これらの調達制限措置に関しては、その州ないしは地方自治体が政府調達協定適用の対象機関ではないため、政府調達協定上の義務には拘束されないものもあるが、その措置自体の内容としては、政府調達協定に違反する可能性が高いものもあることから、引き続き米国内における法令の改廃を注視していく必要がある。

---

## 一方的措置

---

### 〈1. 米国通商法 301 条関連〉

米国は、従来から外国の不公正な貿易政策・慣行等に対する制裁措置の根拠規定として、1974年通商法 301 条を有していたが、1988年包括通商競争力法では、同条項を改正し、制裁措置をより簡単に採用できるようにするとともに、行政当局の裁量の幅を一層狭めた手続を導入し(スーパー 301 条)、かつ一定の分野に関して、より迅速な特別手続を新設した(知的財産に関するスペシャル 301 条)。また、電気通信貿易分野での制裁措置に関し、電気通信条項(1988年包括通商競争力法第 1371~1382 条、「1988年電気通信貿易法」)を設けるとともに、政府調達分野において従来のバイ・アメリカン法を改正し、政府調達に関する差別的取扱いに対する制裁措置の手続を新たに規定し

た。さらに、1994年のウルグアイ・ラウンド実施法で、これらの強化がなされることになった。

以下、各条項ごとにその具体的な内容及び最近の動向について概観する。

### (1) 1974年通商法301条（1988年包括通商競争力法第1301条による修正後の手続）及びその他の関連条項

#### (a) 内容

301条及びその他の関連条項は、外国の通商協定違反及び不当な慣行、不合理な慣行、差別的な慣行を対象として、調査に基づき、一定の措置を講じる権限をUSTRに対して与えている。

1988年の修正により、従来は大統領の権限であったクロ認定及び制裁措置発動の決定権限がUSTRに移管されたため、他の政治問題から切り離して制裁措置を発動することが容易になった。また、制裁措置の発動が義務とされるカテゴリーが設けられ、USTRの裁量も狭められた。

また、1994年のウルグアイ・ラウンド実施法による修正により、とり得る制裁措置の範囲及びその内容が、「モノ及びサービスの貿易、又は当該外国との関係におけるその他の分野において、大統領の権限の範囲内のいかなる措置」と規定されるとともに、発動要件の一つとしての「不合理な行為、政策及び慣行」について解釈規定が追加され、知的財産権侵害行為及び競争制限的行為に対する発動の要件が補充された。これにより、同条項の問題点が更に明確化された感がある。

#### 〔調査手続〕

USTRは、(i)利害関係者の提訴又は職権により当該行為についての調査を開始し、(ii)調査開始と同時に当該対象国とガット等の国際規範に規定された協議を行い、(iii)調査開始後一定の期間内（通商協定違反の場合は紛争解決手続終了時点から30日又は調査開始から18か月のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から12か月以内）に制裁措置の対象となる行為の存否及び採

るべき措置の内容を決定し、(iv)措置の決定後原則として 30 日以内 (180 日の延期可能) に同措置を実施する。

〔制裁措置の理由〕

1) 制裁措置の発動が義務的とされる場合 (301 条(a))

外国政府の措置や政策が、(a)ガットその他の通商協定に違反し、米国の利益が否定されている場合、又は(b)米国の商業に負担若しくは制限となるような不正な (unjustifiable) なものである場合、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

2) 制裁措置の発動が裁量的とされる場合 (301 条(b))

外国政府の措置や政策が不合理 (unreasonable) 又は差別的 (discriminatory) なものであって、かつ米国の商業に負担又は制限となる場合には、USTR は制裁措置を発動することができる。ただし、「不合理」な外国政府の措置について、明確な定義は置かれておらず、「ある行為、政策、慣行は、それらが必ずしも合衆国の国際法上の権利の侵害、不遵守に至らなくても、不公正かつ不公平であれば不合理である」とのみ規定されている。

後は例示的に、外国政府による「企業設立機会の拒否」「知的財産権の保護の拒否」「市場機会の拒否」「輸出ターゲティング」「労働者の権利拒否」等が挙げられているにとどまる。特に、私企業による組織的反競争的活動に対する政府の黙認 (toleration) が市場機会の拒否の例として挙げられているが、これは当該外国政府の「不作為」まで問題とするものであり、恣意的な運用につながるおそれが強いとと言える。

(b) 米国通商法 301 条パネル

1998 年 11 月、EU は米国通商法 301 条に基づく一連の手続は、USTR の調査開始後 18 か月以内に制裁発動を決定しなくてはならない旨 (304 条) 定めているため、WTO パネルの判断を経ずに米国政府による一方的制裁発動を

許す余地があるとして米国に対し協議を要請、協議はまともらず 1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。

2000 年 1 月の紛争解決機関 (DSB) 会合にて、米国通商法 301 条パネルのパネル報告書は採択された。パネルは、①米国通商法 304 条その他は、文書からは WTO 協定違反のようにみえるが、②米大統領が作成した同通商法に関する解釈指針や米国政府のステートメントを合わせ読むと同通商法を WTO に違反しない形で運用するよう指示されているので、通商法 301 条関連手続は WTO 協定違反とはいえない、としている。このパネル判断は、米国がパネル会合において行った約束を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国のステートメントどおりの履行を期待し、引き続き注視していく必要がある。また、パネルは上記解釈指針やステートメントといった行政府の自制措置がなければ通商法 301 条は WTO 違反との指摘をしているわけであり、この点につき米国は重大な警告として受け止めるべきである。なお、1988 年に追加されたスーパー 301 条 (1974 年通商法 310 条)、また直接的には 301 条の規定に含まれないが、301 条の趣旨と手続論の下に策定されたスペシャル 301 条、電気通信条項、及び政府調達制裁条項 (タイトル VII) についても、米国はその運用につき WTO 整合的に運用しなければならない。これらの点についても、米国の動向につき、今後も注意深く注視していく必要がある。

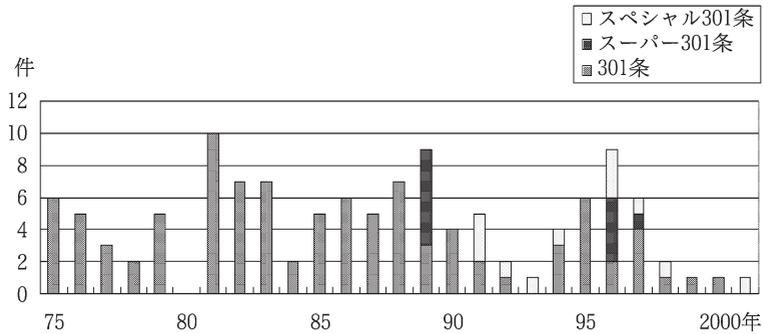
### (c) 最近の動向

2002 年 3 月に発表された年次報告によれば、301 条に基づき調査が開始された件数は 121 件 (スーパー 301 条又はスペシャル 301 条により開始されたものを含む) であり、近年は減少傾向にある。(図表・米-3)。全調査開始案件のうち、11 件が制裁措置発動にまで至っており、制裁措置の内容は主として関税引上げであるが、輸入制限の例 (スペイン、ポルトガルの EC 加盟に伴う EC による輸入制限) も存在する。なお、WTO 発足 (1995 年) 以降、301 条のみを根拠とする制裁措置の発動は行われていない。

なお、最近 301 条に基づき調査が開始された事例は、図表・米-4 のとおりである。

また、過去の動向については、2002 年版不公正貿易報告書第 II 部第 14 章「一方的措置」を参照。

〈図表・米-3〉 301条調査開始件数



〈図表・米-4〉 最近の主な通商法 301 条に基づく調査開始事例

対 象	経 緯
EU ホルモン牛肉技術障壁	85 年 12 月 EU がホルモンを使用した食肉の輸入禁止を決定 (88 年実施予定)
	87 年 7 月 調査開始 (職権)
	9 月 米国が EU に対しガット 23 条協議要請
	11 月 EU が輸入禁止実施 1 年延期決定
	12 月 米国が職権で関税引き上げを決定。但し、執行は停止

	<p>89年1月 EUが輸入禁止を実施 米国、制裁措置発動(骨なし食肉等8品目について100%の関税賦課) / EUも対抗(ドライフルーツ、クルミにつき100%の関税賦課)</p> <p>2月 EUが米国の制裁措置につきパネル要請したが、米国はブロック</p> <p>96年5月 米国申立のパネル設置(TBT協定等)</p> <p>6月 EUが米国の制裁措置につきパネル要請</p> <p>7月 米国が制裁措置を終了</p> <p>97年5月 パネル報告書配布(米国勝訴)</p> <p>6月 EUが上級委上訴</p> <p>98年2月 上級委報告書採択(米国勝訴)</p> <p>5月 EUは勧告実施の期限である13日を過ぎても輸入禁止措置を継続。よって米国は制裁措置の承認を要請。</p> <p>99年7月 DSBは米国の制裁措置要請の一部を承認。 米国は制裁措置を発動し、現在も継続中。</p>
日本自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・94年10月1日職権により日本の自動車補修部品市場の規制について調査開始。</li> <li>・95年5月10日クロ決定、制裁品目リスト発表。日本は対米WTO22条協議を要請。</li> <li>・6月28日の二国間協議決着を受けて制裁発動せず。</li> </ul>
EUバナナ輸入制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・94年10月17日バナナ会社の提訴を受けてEUバナナ輸入制度について調査開始。</li> <li>・95年9月27日本件調査は終了させ、WTOでの解決を図るべく職権により新たな調査(下記参照)を開始。</li> <li>・95年9月27日職権により調査開始。</li> <li>・95年9月28日対EUガット23条協議要請。</li> <li>・96年5月8日パネル設置。</li> <li>・97年5月米国の主張を支持するパネル報告。</li> <li>・97年9月25日上級委員会報告採択。</li> <li>・98年12月21日対EU制裁品目リストを発表。</li> <li>・99年4月19日DSBが米国の制裁措置の一部を承認。米国は制裁を発動。</li> <li>・2001年4月EU・米、EU・エクアドル合意</li> <li>・2001年7月1日EUが過渡的な措置としてライセンス制度を実施。同日米が制裁措置の発動を解除。</li> </ul>
コロンビア、コスタリカ EUへのバナナ輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1995年1月9日職権によりEUとのフレームワーク合意の下での両国の輸出制度について調査開始。米国は両国がEUと締結したフレームワーク合意(両国の輸出枠を増枠)破棄を求めた。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しかし協議の結果、協力して EU にバナナ制度の改善を働きかける、同制度が WTO で違反とされたときには EU に協定整合化措置をとるよう働きかける等の二国間合意（コスタリカ 96 年 1 月 6 日、コロンビア 1 月 9 日）を締結。フレームワーク合意は破棄されなかった。</li> <li>・1996 年 1 月 10 日クロ決定、ただし今後もモニターするとしつつ制裁は発動せず。</li> </ul>
韓国 農産品市場アクセス制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1994 年 11 月 22 日肉類業界団体の提訴（韓国の冷凍肉流通期限等、基準認証制度が輸入制限にあたる）により調査開始。</li> <li>・95 年 5 月 3 日対韓国ガット第 22 条協議要請。</li> <li>・95 年 7 月韓国の制度改善（流通期限公定制の廃止の前倒し等）を内容とする二国間合意締結。</li> <li>・95 年 7 月 20 日 WTO に合意を通報、調査終了。</li> </ul>
カナダ 放送政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1995 年 2 月 6 日ケーブル TV 番組会社の提訴（加当局がカナダの競合企業の要求により有線放映権を取り消した）を受けて加の放送政策について調査開始。</li> <li>・95 年 6 月米加企業間で単一放送サービス会社を設立するとの暫定的な合意が成立、USTR は制裁リスト発表せず。</li> <li>・期限までに最終的な合意に達せず、96 年 2 月 7 日クロ決定、ただし今後もモニターするとしつつ制裁発動せず。</li> <li>・96 年 3 月 7 日米加企業間で単一放送サービス会社を設立することで正式合意。USTR は差別的なカナダの放送政策を引き続き注視していくと発表。</li> </ul>
EU 拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1995 年 10 月 24 日オーストリア、フィンランド、スウェーデンの EU 加入に伴う関税引上げについて職権により調査開始。</li> <li>・11 月 30 日 EU 拡大 24 条 6 項関税交渉が妥結し、12 月 4 日 EC 理事会により承認。</li> <li>・EU 全加盟国の署名が済み次第調査を終了すると USTR が表明。</li> <li>・EU との二国間合意により、調査の終了を決定。ただし、モニターは続けるとする。</li> </ul>
日本 フィルム市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1995 年 7 月 2 日コダック社の提訴を受けて調査開始。</li> <li>・96 年 6 月 13 日、日本政府の措置は「不合理」としてクロ認定。制裁措置発動については留保。ガット第 23 条、GATS 第 23 条（大店法等流通関連法令）、制限的商慣習に関する 1960 年締約国団決定各々に基づく 3 つの協議を要請。</li> <li>・96 年 10 月 16 日ガットに基づくパネル設置。</li> <li>・98 年 3 月 31 日パネル報告配布。</li> <li>・98 年 4 月 22 日パネル報告採択</li> </ul>
カナダ 定期刊行物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・96 年 3 月 11 日職権によりカナダ政府の定期刊行物に関する制限的措置について調査開始。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・96年3月18日ガット第22条に基づく協議要請。97年3月米国の主張を支持するパネル報告。上級委員会報告もこれを支持（97年6月採択）。</li> <li>・カナダが上級委員会報告に従う旨表明し、97年9月11日調査終了。</li> </ul>
トルコ 興行収入への課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・96年6月12日職権によりトルコ政府の映画に係る差別的扱いについて調査開始。</li> <li>・96年6月25日ガット第22条に基づく協議要請。更にパネルも設置されるがトルコが措置の撤回に合意したことから手続は進まず。97年7月17日WTO紛争解決機関に二国間合意を通報。</li> </ul>
EU 製粉澱粉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・97年3月8日米国小麦グルテン産業協議会の提訴を受けEUの精製澱粉市場への補助金について調査開始。</li> <li>・97年6月6日EUとの二国間合意に基づき協議を行うことを表明し、この協議の結果が出るまではWTOへの提訴を行わないとした。また、同日調査終了。</li> </ul>
日本 農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・97年4月7日職権により日本政府のある種の農産物に係る輸入禁止について調査開始。</li> <li>・ガット第23条、農業協定第19条等に基づき協議要請。</li> <li>・97年11月18日パネル設置。</li> <li>・98年10月27日パネル報告。</li> <li>・98年11月24日日本が上級委員会に申立。</li> <li>・99年2月22日上級委員会報告書配布。</li> <li>・99年3月19日上級委員会報告書採択。</li> <li>・99年12月31日日本が勧告を実施した旨通報。</li> </ul>
カナダ 乳製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・97年10月8日に米国乳製品製造者連合、米国乳製品輸出理事会、国際乳製品協会の提訴を受けてカナダの乳製品への輸出補助金等の措置について調査を開始。同時にガット第22条等に基づき協議要請。</li> <li>・98年3月25日パネル設置。</li> <li>・98年5月17日パネル報告書配布。</li> <li>・98年7月15日カナダが上級委員会に申立。</li> <li>・99年10月13日上級委員会報告書配布。</li> <li>・99年10月27日上級委員会報告書採択。</li> </ul>
EU プロセスチーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・97年10月8日職権によりEUのプロセスチーズへの輸出補助金について調査開始。同日ガット第22条、農業協定第19条等に基づき協議要請。</li> </ul>
メキシコ 高濃度コーンシロップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・98年5月15日に米国とうもろこし精製者協会の提訴を受けて高濃度コーンシロップの市場アクセスに係るメキシコ政府の政策・慣行について調査を開始。</li> <li>・98年5月8日協議要請。</li> <li>・98年11月25日パネル設置。</li> <li>・2000年1月28日パネル報告書配布。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2000年2月24日パネル報告書採択。</li> </ul>
カナダ 観光産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・99年4月29日に Border Waters Coalition Against Discrimination の提訴を受けて、カナダ(オンタリオ州)の観光産業(スポーツ・フィッシング)に対する規制について調査を開始。</li> <li>・その後、何度かの協議を経て、オンタリオ州が当該慣行を撤廃したことから USTR は99年11月5日に301条上調査を中止。しかし、オンタリオ州の慣行を306条下で監視することを発表。</li> </ul>
カナダ 小麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2000年10月23日にカナダの小麦ボードの貿易慣行につき調査を開始。</li> <li>・2002年12月19日ガット22条等に基づき協議要請。</li> </ul>

(2) スーパー301条(1988年包括通商競争力法第1302条によって追加された1974年通商法310条)

(a) 内容

米国議会は、1988年通商法で、いわゆる「スーパー301条」を制定し、USTR に対して、1989年と1990年の2年間に限って、貿易障壁年次報告書を大統領及び議会に対して提出した後30日以内に、同報告書に言及された貿易障壁、歪曲的貿易慣行のうち、優先慣行、優先国を指定して議会に報告し、その後21日以内に301条の調査を開始することを義務づけた。なお、クリントン政権下では、1999年に3年間に限って同条項を復活させている。

通常301条では、利害関係者からの提訴又は職権に基づいてUSTRの調査が開始されるのに対して、1988年通商法上のスーパー301条では、そのような調査開始までの手続が自動化され、優先国又は優先慣行の指定によって調査開始が義務付けられる。この点で、通常301条の手続よりも硬直性及び一方的性格を一段と強めたと言えよう。

USTRは、かかる調査と並行して、当該事項に関して優先国と交渉を行うが、その交渉は、常に301条による制裁措置の脅威のもとになされる。

(b) 最近の動向

2001年4月30日に行われた発表では、優先外国慣行の指定は無かったが、日本に対する監視対象慣行として、自動車、板ガラスに加え、農業の3分野が指摘された。農業については初めての指摘であり、主として野菜類の検疫強化及びネギ、生シイタケ、豊表に対する暫定セーフガード措置について懸念を表明していた。

なお、本条は2002年には失効したが、今後同様の法律が成立される可能性もあり、動向を注視していく必要がある。

また、過去の動向については、2002年版不正貿易報告書第II部第14章「一方的措置」を参照。

### (3) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条)

#### (a) 内容

スペシャル 301 条は、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を、USTR が「優先国」として指定し、貿易障壁年次報告書の提出後 30 日以内に調査を開始することを義務づけている。

通常 301 条手続では 12 か月、協定違反事件の場合は同協定に規定される紛争解決期限後 30 日又は 18 か月の調査期間が規定されているのに対して、それを 6 か月（複雑な場合は 3 か月の延長が可能）とする迅速な手続を規定している点に、スペシャル 301 条の特徴があった。

1994 年の UR 実施法による改正により、TRIPS 協定に関する事項については、調査期間を従来の 6 か月から通常 301 条手続きと同様の 18 か月とした（TRIPS 協定に関しない事項については調査期間は従来どおり 6 か月）。なお、米国はある国が TRIPS 協定を遵守している場合でも、TRIPS 協定対象外の分野で米国の知的財産権を侵害している国については、今後とも優先国として指定していくとしている（協定の水準を超える保護の要求等）。これは、「協定対象外の事項については、WTO 紛争解決手続によらない一方的制

裁措置も可能である」とする米国の立場を反映したものであるが、その問題点は先に指摘したとおりである。

#### (b) 最近の動向

2002年4月30日発表の報告書によれば、著作権侵害の取り締まりと知的財産権法の効果的な実施がなされていないとして、「優先国」にウクライナが指定されている。「優先監視国」には16か国が、また「監視国」には33か国が指定されている。日本については指定は行われなかったものの、インターネット・サービス・プロバイダーの法的責任の明確化の必要性などの懸念が表明された。

また、過去の動向については、2002年版不公正貿易報告書第II部第14章「一方的措置」を参照。

### (4) 電気通信条項(1988年包括通商競争力法第1371～1382条、「1988年電気通信貿易法」)

#### (a) 内容

電気通信条項は、大きく2つの部分からなる。

第1は、制裁を背景とする交渉である。USTRは、米国の電気通信機器及びサービスにとって「相互に有益な市場機会」を否定する国を調査して「優先国」として指定し、大統領は、USTRの指定後、二国間又は多国間協定を締結するために当該国との交渉を開始しなければならない。仮に一定期間内(本法の制定日から18か月、追加的指定の場合は指定日から1年)に協定が締結できなかった場合は、大統領は、電気通信機器の輸入や政府調達に関する米国の義務の撤回等の様々な措置をとることができる。

第2は、「通商協定実施状況レビュー」である。USTRは、電気通信に関する米国と外国との通商協定が遵守されているかどうかを検討・決定し、遵守されていないと決定した場合、301条の強制的措置の発動要件が満たされたものとみなして制裁措置をとることができる。前出のスーパー301条、スぺ

シャル301条が通常の301条の調査開始に連結されるのに対し、電気通信条項では新たに調査を行うことなく、直ちに本体の301条のクロ決定があったものとみなされる点が特徴的である。

電気通信条項の適用分野がWTO協定の対象外である場合においても、当該制裁措置の内容がWTO協定に反している場合は、既述のとおり当該適用はWTO協定違反となる。

#### (b) 最近の動向

USTRは2002年4月、通商協定実施状況レビューを発表。今後の優先事項としてあげられたのは①日本及びEUの移動通信・無線通信接続料、②EU及びスイスにおける遠距離通信回線をリースする際の適正な規定の整備及び料金設定、③メキシコにおける通信接続料金及びその他の非競争慣行への懸念。これに加え、豪州、ブラジル、中国、コロンビア、インド、日本、ペルー及び南アフリカの電気通信に関する慣行について中止していくとしている。

日本に関する今回のUSTRの指摘は、①米国が従来から高いと主張している主要な有線電気通信回線料金の引き上げへの懸念、②電気通信分野の1社独占時代に作られた規制の撤廃及び競争等を促進する体制の整備、③規制システムの独立性の確保と規制当局のNTT株保有差し止めの3点である。

また、過去の動向については、2002年版不公正貿易報告書第II部第14章「一方的措置」を参照。

### (5) 政府調達制裁条項(タイトルVII)(1988年包括通商競争力法第7003条によって修正された連邦バイ・アメリカン法)

#### (a) 内容

本条項は、大統領は1990年から1996年までの間、毎年議会に対して、政府調達において諸外国が米国産品又はサービスに対して行っている差別的取扱いに関する報告書を提出し、USTRはそれに基づき直ちに協議を開始する旨規定している。

具体的には、協議開始後 60 日以内に報告書に掲げられた問題の措置が撤廃されない場合は、それが政府調達協定違反であれば、政府調達協定の紛争解決手続を開始し、18 か月以内に紛争が解決しない場合には必要な制裁措置（調達禁止措置）をとり、その他の差別的調達慣行については、二国間協議を行い、協議開始後 60 日以内に撤廃されない場合は必要な制裁措置（調達禁止措置）を取るものとされている。

なお、米国は日米包括協議の中で政府調達を優先 3 分野の 1 つに掲げる一方、1994 年 7 月には日本の通信及び医療技術の調達を差別的と認定した。しかし、その後両国間で協議を行った結果、1994 年 9 月末の制裁発動期限前に合意が成立し、制裁措置の発動には至らなかった。

#### (b) 最近の動向

2002 年 4 月 30 日の発表では、差別的政府調達慣行の指定は無かったが、監視対象であり、当該国政府と協議中である事項として、(1)日本の公共事業、(2)台湾の差別的政府調達慣行と手続き条の障害、(3)カナダの州政府の調達慣行、(4)ドイツ政府の「保護条項」の 4 点が指摘された。

タイトル VII については、米国政府が WTO 協定に整合的な運用を行うよう、今後とも注視していく必要がある。

タイトル VII については、米国政府が WTO 協定に整合的な運用を行うよう、今後とも注視していく必要がある。

なお、近年、本条項に基づいて差別的と認定された案件は、図表米-5 のとおり。

<図表・米-5> これまでタイトル VII に基づき差別的と認定された事例

対象国	概要
ドイツ	重電機器（第 13 章：政府調達を参照） 96 年 4 月 差別的政府調達慣行として指定。 7 月 制裁実施の 90 日間延長決定。

	10月 ドイツ側が公平な政府調達実現に向けて努力することに合意したとして再度制裁実施の延長決定。(同時にスーパー301条の監視品目に指定し、制度改正を見極めることとした。)
韓国	空港建設プロジェクトの入札 99年4月 差別的政府調達慣行として指定 6月 政府調達協定パネル設置 2000年6月 韓国の措置は協定整合的とのパネル報告書が採択される。

また、過去の動向については、2002年版不公正貿易報告書第II部第14章「一方的措置」を参照。

#### (6) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項

2000年5月に成立したアフリカCBI法(Trade and Development Act of 2000)は、WTOパネルで勧告されたケースにつき実施が果たされていない場合に、制裁を効率化させることを目的として、あたかも回転木馬(carrousel)のごとく、USTRに貿易制裁対象品目を180日ごとに入れ替えることを義務づけるカルーセル条項を含む。EC敗訴ケースの実施(ホルモン牛肉、バナナケース)が速やかに行われなかったことに対し、制裁の効果を上げて実施圧力を高めることを目的とする。

本件は、制裁対象品目を定期的に入れ替えることにより、制裁承認時に想定されていた義務の停止の程度を越えた貿易制裁効果が生じる可能性があり適切でない。かかる措置は、DSU 22条4項(制裁の同等性)を含むWTO諸条項に違反するに抵触する可能性がある。本条項による制裁品目の入れ替えは未だ行われていないが、WTODSU不整合的に運用されないよう、実際の運用を注視していく。なお、EUは2000年6月に協議要請(22条協議)を行い、日本も第三国参加を要請したが、米国により参加は拒絶された。本件につき、参加が認められた国と認められなかった国に関する米国の差別的な扱いを行っており、米国に対して抗議の書簡を送付している。

## 〈2. その他〉

米国の国内法には、米国の対外通商政策や安全保障政策上の理由により、米国外の自然人・法人に対して制裁措置を適用することを定めている法律が幾つか存在する。これらの法律の中には、例えば、制裁対象国への投資を行った外国企業に対して罰則を定める等、直接投資等による事業活動への障害となっているものが多い。これらは本章で定義する「一方的措置」の問題ではないが、多くの WTO 協定上の問題をはらむとともに、外国企業に対しても自国が設定した「ルール」に基づき違法性を判断し、自国法を適用しようとする点で類似する問題点を有している。ここでは、法律の内容を整理するとともに、各法律に規定されている個々の措置が含む WTO 協定上及び国際法上の問題点について検討する。

### (1) ヘルムズ・バートン法 (Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996)

1959 年のキューバ革命以後、米国はキューバに対して貿易制限措置を取っており、1992 年にはキューバ民主主義法 (トリチュリ法) により制裁を強化していた。その後、米国民間小型機がキューバ軍機により撃墜されたことを契機として 1996 年 3 月に発効したのが本法である。

本法は、第 I 章で、既存のキューバ制裁関連法令に言及する形で、キューバに対する間接金融の禁止 (103 条)、特定のキューバ製品の輸入に関する制限 (110 条) 等を定めるほかに、以下のような規定を有している。

#### 〔第三章関連〕

1959 年以後にキューバ政府に接収された資産の「取引 (trafficking)」を行った者は、本章発効の日から 3 か月経過した後は、その資産に対する損害賠償金請求権を有する米国民に対して責任を有するものとされる。請求訴訟は米国の国内裁判所が管轄権を有する。

#### 〔第四章関連〕

米国人の資産を接収した外国人または接収財産の「取引」に関与する外国人の米国入国査証発給の拒否及び入国の制限を定める。

第III章については1996年8月の発効後、クリントン政権においては提訴開始時期を半年毎に延長し続けて、実際の適用は行われなかった。なお、ブッシュ政権においてもその対応は継承され、2001年7月の提訴開始時期の期限切れの際、ブッシュ大統領は開始時期を2002年1月末までの半年間延長するとの声明を発表し、2002年1月16日には更に6か月の延長を決定した。

他方、第IV章に関しては、カナダの鉱物資源会社やメキシコの電話会社が実際に適用を受けている。

このような米国の動きに対し、我が国をはじめ各国は、本法が特に米国外の企業をも対象としている点について、強く懸念を表明してきた。さらに、EUは、域内の自然人・法人に対して第三国の措置に従うことを禁止した規則を1996年11月に発効させ、これに引き続いてカナダ、メキシコも各々対抗立法を制定した。

WTOの場合では、EUが1996年5月にヘルムズ・バートン法に対して協議要請を行い、協議による解決が得られなかったのを受けて、96年11月にパネル設置が決定された。1997年4月、米国政府が第IV章についても大統領に延長権限を付与すべく議会に求めていることと引き替えに、EUはWTOのパネル手続を停止する旨合意したが、何の進展のないまま、1998年4月にパネルは消滅した。

その後、1998年5月の米EU首脳会談において、米国とEUは「収用された投資資産に関する了解」について合意し米国はヘルムズ・バートン法第IV章の適用を除外する権限を大統領に付与する法律の早期成立を目指すこととなったが、米議会内のヘルムズ・バートン法支持派が同合意に対する反対姿勢を強めたことなどにより、現在のところ、米国議会では本法の改正に向けた具体的な動きは見られておらず、米EU間での話し合いも行われていない。

なお、1999 年には米議会上下両院の外交委員会がスペインのホテル会社（キューバで 12 件のホテルを経営）に対して、ヘルムズ・バートン法第 IV 条を適用するよう米国務省に圧力をかけるなど、EU 側を刺激する動きもみられたが、その後追加的な動きは無い。

ヘルムズ・バートン法は、WTO 協定上の問題点も存在するが、同時に米国の国内法を第三国の企業にも適用しようとするものであり、国際法上許容されない域外適用になり得る。米国は国際法との整合性を確保しつつこれらの制裁法を慎重に運用すべきであり、特に、第三国の企業に対するこれらの制裁法の適用は差し控えるべきである。なお、2001 年 2 月、国際貿易委員会（ITC）は米国の対キューバ制裁が米国経済及びキューバ経済に与える影響は限られたものである旨議会に報告している。

(2) ミャンマー制裁法 (前述「政府調達」①ミャンマー制裁法参照)

(3) イラン・リビア制裁法 (ILSA : Iran and Libya Sanctions Act of 1996)

前述のヘルムズ・バートン法と類似の米国内法に、イラン・リビア制裁法（通称 ILSA）がある。米国は、イラン・リビアに対しても、「テロ対策」の観点から制裁を強化し、外国企業も対象とする（但し既存の契約は除外）イラン・リビア制裁法を制定、1996 年 8 月に発効した。

本法は、年間 2000 万ドルを超える「投資」を行い、それがイラン・リビアにおける「石油資源開発に直接的かつ著しく貢献した」と大統領が判断する者を制裁対象者として、

- ① 制裁対象者への輸出に対する米国輸出入銀行の支援の禁止
- ② 制裁対象者向けの輸出に係る米国当局による輸出許可発行の禁止
- ③ 制裁対象者への米国金融機関による年間 500 万ドルを超える融資の禁止
- ④ 制裁対象者が金融機関である場合、かかる金融機関による米国債引き

## 受け等の禁止

- ⑤ 制裁対象者からの政府調達禁止
- ⑥ 米国の「国際緊急事態経済権限法」に基づく制裁対象者からの輸入制限

の6つの制裁措置の2以上を課すことを定めている。

1998年5月、米国は、EU、ロシア、マレーシアの各政府と兵器不拡散及びテロ防止に向けて協調する旨合意したことを背景に、フランスのトータル社、ロシアのガズプロンプ社、マレーシアのペトロナス社の3社に対して、同法の適用を免除することを決定した。

イラン・リビア制裁法に基づく制裁措置のうち、②と⑥についてはガット第11条（数量制限の一般的禁止）に違反する可能性があり、また⑤については、政府調達協定第3条（供給者の無差別待遇）、第8条（供給者の資格審査）に違反する可能性があり、安全保障例外（ガット21条、政府調達協定23条）によっても救済されないと思われる。また、上記の制裁措置は、ヘルムズ・バートン法と同様、国内法の域外適用のおそれがある。現在のところ制裁措置が実際に発動された例はないが、仮に上記の3社について制裁措置が免除されるのであれば、日本を含む他の全ての国の企業にも同様に適用が免除されるべきである。

イラン・リビア制裁法は2001年8月に期限が切れることとなっており、米国内産業界からは、このような米国独自の制裁措置は米国のビジネス機会の喪失のみならず、改革の途上にあるイランにとってはその障害になるものとして、期限延長に反対する姿勢を明らかにしていたが、米議会内では5年間の延長を実施すべきとの主張が主流であった。また、米国政府は非公式に2年間の延長を主張していたが、結論としては、5年間の延長との法案にて2001年8月3日に大統領により署名され、改正法案が成立した。

改正法案の変更点をまとめると以下の通りである。

- ① 法律期限延長後の新たな有効期限は2006年8月5日。

- ② 制裁の対象となる対リビア投資の投資額の下限は、4千万ドルから2千万ドルに引き下げ（2001年6月13日以降の投資に適用）。
- ③ 新イラン・リビア制裁法施行後24か月経過後から30か月を経過するまでの間に、大統領は議会に対して以下を報告する。また、大統領は本法を廃止又は修正すべきか否かについての意見を本報告に含めることが出来る。
- ・本法によってとられた貿易関連措置が、本法及びその他の外交政策上の目的またはイラン、リビアに関連した米国の国家安全保障上の目的達成にいかにか効果的であったか。
  - ・本法によってとられた貿易関連措置が、イラン、リビア及び制裁対象となった者の属する国またはその他の国において人道上の影響を及ぼしたか。
  - ・本法によってとられた貿易関連措置が、イラン、リビア関連以外の米国の国家安全保障、経済、外交上の利益に与えた影響。また、友好国との二国間関係や米国経済そのものに与えた影響。

上記3つの制裁法については、2001年10月に日米規制改革イニシアチブの一環として日米で要望書を交換した際、2000年に引き続き「各制裁法に基づく措置は一般国際法上許容されないような国内法の域外適用になりうるのみならず、WTO協定との関係で問題となるおそれがあり、国際法との整合性を確保しつつ本法を慎重に運用して欲しい。」旨米国政府に対し要望している。

---

## 地域統合

---

米国とチリが2002年12月に政府間で最終合意したFTAでは、小麦、砂糖、乳製品などについて12年の移行期間が設定されている。

地域統合の完成までの期間について、ガット第24条5項は、「自由貿易地

域は妥当な期間内に完成しなければならない」とし、ガット第24条の解釈に関する了解においては「妥当な期間は、例外的な場合を除くほか、10年を超えるべきではない。締約国である加盟国が10年では十分でないと認める場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品理事会に十分な説明を行う。」としている。従って、両国により、10年を越える期間が必要である理由が十分に説明されるかにつき注視していくことが必要である。